

更生保護のあり方を考える有識者会議

第9回会議

日時 平成18年2月20日(木) 自 午後2時03分
至 午後5時29分
場所 最高検察庁大会議室

野沢座長 ただ今から、更生保護のあり方を考える有識者会議の第9回会議を開催したいと思います。

本日の予定ですが、まず中間報告に対するパブリックコメントの結果及び「保護観察官の意識に関する調査」の結果、さらには、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の提出について、それぞれ事務局から説明を受けたいと思います。

その後、前回の会議で意見交換を行いました仮釈放のあり方について、事務局において議論の概要を取りまとめておりますので、その取りまとめ案について意見交換をしたいと思います。

続いて、第6回会議で説明のありました保護観察中の者による重大再犯事件について、その後明らかになった事実等について、事務局からの追加の説明を受けた後、重大再犯防止のための指導監督のあり方について意見交換をしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思いますが、最初に、中間報告に対するパブリックコメントの結果及び「保護観察官の意識に関する調査」の結果について、さらに犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の提出について、事務局からまとめて御説明をお願いしたいと思います。

1. 中間報告に対するパブリックコメントの結果について

事務局 最初に、中間報告に関するパブリックコメントの結果について、御説明申し上げます。

お手元に配布されています説明資料(1)「中間報告に関する意見募集の結果について」という書類を御覧ください。

このパブリックコメントにつきましては、平成17年12月28日から平成18年1月30日までの間意見募集を行いまして、個人と団体合わせまして合計842件の意見が寄せられています。締切りについては若干超えたものもございましたが、すべて意見として受け入れさせていただいております。

また、関係団体から、提出はするけれども、若干その団体内の手続に時間がかかるのでという予告を受け、まだ現時点で提出されていないところもありますので、今後若干増えるかと存じます。

この842件といえますのは、700件余りが保護司からの意見であります。それ以外は、一般の方々、現役職員、元職員、それから、更生保護施設の役職員、更生保護女性会、BBS等の関係団体の方々などということでございます。

まず、中間報告全体についての意見としましては、内容に賛同するという意見が多数ありま

したほか、再犯防止の側面が強調され過ぎている、あるいは、再犯のリスクは更生保護だけで負うべきものではない、更生保護制度について積極的に広報し、国民の理解と協力を得る必要がある、あるいは、更生保護制度の今後の方向・展望が見えない、ビジョンとか理念をもっと示してほしいという意見もございました。

続いて、各論点においては、更生保護の現状と当会議の目指す方向につきまして、現在の更生保護制度が社会情勢の変化に対応できていない、あるいは、保護司等の民間へ官が過度に依存していることなどについて、中間報告の現状認識に賛同する意見が多数ありました。しかし、その背景としては、保護観察官の貧弱な体制等を指摘する意見も多数ありました。また、国民的基盤に支えられた更生保護制度の実現や、国民の理解を望む意見が多数ありました。社会内処遇には再犯のリスクが伴うものであるから、これをもっと社会に訴えるべきであるという意見も多数ありました。

それから、検討事項のうち、更生保護の理念等につきましては、再犯防止が主目的であるということを法律に明記すべきだという意見もありましたが、更生保護の基本理念は犯罪者の改善更生を助けて再犯防止に努めるものであり、これは将来も維持すべきであって、再犯防止のみを強調すべきではないとする意見が多数ありました。

保護観察の充実強化につきましては、保護観察付執行猶予者に対する保護観察の強化として、特別遵守事項の設定を可能にしたり、転居等を届出制から許可制に変更して、仮出獄者と同様の仕組みに改めるべきであるとの意見、判決前調査を導入すべきであるとの意見など、保護観察付執行猶予者、いわゆる4号観察の制度の問題点を指摘する意見が多数ありました。

それから、保護観察からの離脱を許さず、適切に不良措置を講じられるようにするための方策につきましては、実態把握を容易にするため、生活状況等の報告義務、立入・調査・質問権の導入等が必要であるという意見が多数ありました。

また、遵守事項の内容を明確に、あるいは、特別遵守事項を規範性の強い内容にすべきという意見、成績が不良な対象者については不良措置を速やかにとるべきであるとの意見、不良措置の要件・手続を緩和すべきであるとの意見等が多数ありました。他方、良好措置も積極的に行う必要があるとの意見も多数ありました。

この不良措置の積極化という点につきましては、保護司の方々も圧倒的に多数の方々が支持されておりまして、逃げ得を許してはいけないとか、保護司が仕事の中で最も困っているのは接触不良のケースであり、こういうケースについて官が毅然たる態度をとってくれば非常に結構だという意見が多数ありました。

また、保護観察官からも、この不良措置の積極化につきましては支持する意見が多くありましたが、積極化するためには、不良措置の要件・手続を緩和する、あるいは、マンパワーの問題等、種々の環境整備が必要だという意見がございました。

続いて、実効性のある積極的な処遇を可能にするための方策といたしましては、各種処遇プログラム、簡易尿検査の義務付け、保護観察官等と対象者が接触を保つ義務を明確にすべきということ、それから、対象者の家族や引受人に対する保護観察官等の指導権限が必要であるという意見、それから、専門的で幅広い処遇を行うため、外部専門機関と共同で処遇を行ったり、処遇を委託する仕組みを構築すべきであるといった意見などが多数ありました。

全体として、実効性のある積極的な処遇をとるという点については、支持する意見が多数ございました。

重大再犯のおそれがある者に対する指導監督の充実につきましては、保護観察官を主体とする特別部門を設置するなどして、保護観察官による直接処遇体制を強化すべきであるとの意見が多数ありました。

就労支援の充実につきましては、これが再犯防止対策として最大の課題であるということを目指し、指摘する意見が多数ございまして、具体的には、協力雇用主の拡充、大企業等に対象者の雇用を義務付ける、あるいは減税措置・補助金の支給・損失の補償等、事業主のインセンティブを喚起する仕組みを講じるべきなどの意見がありました。

関係機関等との連携につきましては、地方公共団体、警察、医療・福祉・教育機関との連携・情報共有が必要であるとの意見、刑事事件記録の活用が必要であるとの意見、刑事司法機関全体で再犯事件等を検証するシステムが必要であるとの意見が多数ありました。

続いて、仮釈放のあり方につきましては、許可基準のあり方について、許可基準を明確化すべきとの意見がある一方、明確な基準を策定するのは困難との意見もあるところでした。また、満期で出所すれば間違いなく再犯する者であっても、保護観察を受けることにより少しでも再犯可能性を低くすることができるのであれば、仮釈放にして保護観察を受けさせるべきとの意見がありました。

それから、仮釈放審理のあり方につきましては、審理の透明化等を図るために、学識経験者や保護司等の参画を求める意見が多数ありました。また、書面審理の対象を拡大するなど、事務の合理化、重大な事案に十分な面接・審理時間を確保すべき、仮釈放審理の充実のために矯正施設駐在官制度を拡充すべきといった意見が多数ありました。

さらに、本人に申請権を与える必要はないとの意見が多数ではありましたが、仮釈放申請を棄却した場合には、本人にその理由を告知すべきとの意見も多くあったところです。それから、仮釈放審理につきましては、現役職員あるいは元職員を中心に、仮釈放の判断の中身についても若干問題点があるのではないかと指摘する意見も幾つか見られたところであります。

それから、犯罪被害者等の意見の取扱いにつきましては、犯罪被害者等の心情をいかに仮釈放審理に反映させるかが課題であるとの意見が多数ありました。仮釈放の対象及び時期につきましては、審理をもっと厳しくすべきであるとの意見が多数ある一方で、仮釈放の原則化あるいは積極化に賛成であるとの意見も多数ありました。軽微な覚せい剤事犯について、簡易尿検査を義務付けることを条件に、早期に仮釈放を認めることにつきましては、賛否両論でありました。

続いて、更生保護の担い手のあり方につきましては、官民協働態勢のあり方について、官民協働態勢は今後も維持されるべき、保護観察官と保護司の職務内容・責任を明確にすべき、処遇困難な対象者に対する保護観察官の直接処遇の強化が必要、保護司が保護観察官と24時間連絡がとれる体制を構築すべきといった意見が多数ありました。特に保護司の方々から、保護観察官に対して、もっと相談にのってほしい、指導してほしい、そのために保護観察官の増員等が必要であると、そういった意見が多数含まれているところであります。

保護観察官のあり方につきましては、研修の充実を図るなどして、専門性を向上する必要があるとする意見、職能や専門性による職務分担の導入等、組織のあり方について検討する必要があるとの意見、保護観察官が対象者と十分に向き合える余裕が持てるように、保護観察官の大幅な増員が必要であるとの意見などが多数ありました。

保護司制度のあり方につきましては、保護司実費弁償金を増額してほしいとの意見、報酬制

の導入に反対する意見，保護司組織の運営費等について国費の手当てが必要であるとの意見，保護司適任者の発掘に当たり，地方公共団体や社会福祉団体等，関係機関からの推薦が必要であるとの意見，保護司法第3条の具備条件を見直す必要があるとの意見，それから，保護司に対する研修の充実が必要であるとの意見，あるいは，自宅以外に保護司が対象者と面接する場所の確保が必要であるとの意見，地方公共団体との連携強化を求める意見等が多数ありました。なお，報酬制の導入につきましては，特に今後のことを考えた場合には導入すべきだという意見も，相当な数あったところであります。

それから，更生保護施設のあり方につきましては，更生保護委託費の増額が必要であるとの意見，受入れ機能の拡充を求める意見，地方公共団体との連携強化を求める意見，公的な中央施設，いわゆる更生保護センターの設置が必要であるとの意見などが多数ありました。その他，更生保護に関する法律の一本化を求める意見が多数ありましたし，犯罪被害者等への支援の充実を求める意見等も多数ありました。

それから，満期出所者等への対応につきましては，再犯防止の観点から，満期出所者に何らかの対応が必要であるとの意見が多数ありました。

また，中間報告の末尾に書かれていました民間の活動による出所者等の内面に届く働き掛けの助長というところにつきましては，賛成という意見が多数ありました。

おおまかに申し上げますと，以上のとおりでございます。

野沢座長 ありがとうございます。

2. 「保護観察官の意識に関する調査」の結果について

野沢座長 続きまして，「保護観察官の意識に関する調査」の結果についての御説明をお願いします。

事務局 それでは，御説明申し上げます。

お手元の説明資料(2)の，まず1ページ目を御覧ください。「保護観察官の意識に関する調査の結果」という資料です。

まず，調査概要として，調査の目的，調査対象者，そして実施方法についてです。

保護観察官の職務，それから更生保護，保護観察の今後のあり方などに関する保護観察官の意識について，平成18年1月1日付けで更生保護官署に在職している保護観察官等を対象にして，調査票を用いた調査を行いました。調査票や実施方法の詳細につきましては，巻末に添付した資料編を御参照いただければと思います。

早速，調査結果について御報告を申し上げます。

まず，調査票は，全体として，回答する職員のプロフィールに関する事項，2番目として保護観察官としての職務に関する事項，そして3番目として，保護観察の現状，あり方等に関する事項と，3部から構成しています。

まず，回答した職員のプロフィール部分について御説明申し上げます。トータルで927人の職員から回答が得られています。年齢層別に見ますと，一番多いのは40歳代，続いて30歳代，そして50歳代という順になっています。

2番目に，採用試験の区分としては，国家公務員採用 種試験，又は，今はなくなっていま

すが、かつての上級職（乙）試験で採用されている者が最も多いということとして、これに続いて2番目に多いのが、かつての中級職試験です。この1番目と2番目を合わせると44.8%で、全体の半数近くが種・上級職（乙）か、かつての中級職で採用になった者から構成されています。さらに、続いて、種又はかつての初級職試験の採用による者が約3分の1、そして4番目として種、又はかつての上級職（甲）の試験区分で採用された者という順番になっています。

続いて、表の4になります。庁の職員規模についてです。回答した職員が勤務しています庁を規模別に見ると、50人以上という、更生保護官署の中では50人以上といますと規模の大きな庁ということになりますが、50人以上の規模の庁に勤務する者が全体の約3割を占めており、その次には、15人以上19人以下の庁に勤務している者が約2割を占めています。

少し説明を割愛させていただき、4ページ目を御覧ください。ここでは、2番目の部分として、保護観察官としての職務について、志望理由、やりがい、保護観察官の専門性向上という3つの事項について質問しています。

まず最初に5ページ目、表7（1）志望理由についてです。「就職の際に更生保護官署又は保護観察官を志望した理由」を尋ねており、一番多かったのは、「公務員は安定した職業だと思った」というもので、これが3割ちょうどです。これにわずかの差で、「福祉・対人援助関係の仕事をしたかった」というものが続いています。

次に表7（2）です。この志望理由を採用試験の区分別に見てみました。まず、種又はかつての上級職（甲）では、「自分の専門知識や関心をいかせる仕事をしたかった」とする者が約半数で、49.3%です。それから、種又は旧上級職（乙）では、「福祉・対人援助関係の仕事をしたかった」というものが3分の1を少し上回る程度です。そして、中級職、それから種又はかつての初級職では、いずれも「安定した職業だと思った」とする者が、最も多くなっています。このように、採用試験の区分で志望理由に違いがある結果となっています。

次に、保護観察官としてのやりがいを感じる理由についてで、図1と表8です。「保護観察官として、あなたがやりがいを感じるの、どのような理由からですか」という問いに対しては、肯定的な評価、つまり「そう思う」と、それから「どちらかといえばそう思う」という答え、この回答のあったものをくくり、それを多い順に挙げますと、まず一番多い理由として「保護司等民間篤志家の善意に接することができる」と答えている者が9割近くです。そして次が、「対象者の改善更生に立ち会える」で、これが8割を超えています。多くの保護観察官は、いわゆる官民協働態勢のパートナーである保護司等から、いわば感銘力を受けながら対象者の改善更生にやりがいを求めようとしているのが現状かとうかがえます。

続いて、図2、表9です。「保護観察官の専門性を向上させるための方策に関する意見」について、やはりやりがいの理由と同様に、肯定的な回答、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」のあったものを多い順に挙げています。一番多かったものが、「職場における実務を通じた現業訓練を充実強化する」というものでして、これが8割を超えています。それにわずかの差で、「職場内で事例研究を行い、その成果を共有する」が約8割、「職場内で職務周辺知識に関する研修を行う」というものが79.2%という順になっています。いわば職場内でのOJTや事例研究、職務研究会の強化が必要であるという意見が多くの支持を得ているかと思われる。

次に、8ページを御覧ください。この後、第3部ということで、保護観察の現状、あり方等

に関する質問が続いています。

更生保護制度・保護観察の現状に関する意見ということで、支持的な回答があったものを順に申し上げますと、まず、「保護観察は、対象者の改善更生に役立っている」としたものが最も多く、85.4%から支持されています。これ以下、2番目として、「保護観察は、対象者の再犯防止や社会の治安確保に寄与している」というものが8割近く、3番目として、「保護観察官の業務は、ケースワークでなく、デスクワーク中心になっている」としたものが約4分の3という順番になっています。これらに対して、設問に対する否定的な回答があったものとしては、「更生保護制度・保護観察は、地域住民・国民一般の関心や理解を得られている」というものに対するものでして、これについては7割近くの者が反対をしています。つまり、大きくりに申し上げますと、保護観察は対象者の改善更生にも再犯防止にも役立っているものの、一般国民からの理解は得られないと、そのように多くの保護観察官が考えているのではないかがわられます。

続いて、図4と表11です。一般国民が更生保護に期待するものについては、肯定的な回答のあったものを、やはり多い順に挙げてみますと、1番目として、「保護観察中の者が重大な再犯をしないような保護観察を実施してもらいたい」としたものが最も多く、続いて、「特に危険な犯罪者、例えば、子どもを対象とした性暴力の者などをしっかり監視してもらいたい」、3番目として、「保護観察中のすべての者が再犯しないような保護観察を実施してもらいたい」という順になっており、いずれも9割を超えています。逆に否定的、「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」という回答がされたものとしては、「非行少年や犯罪者を暖かく見守ってもらいたい」というものに対して、「そう思わない」等の回答を寄せた者が3分の2近くに及んでいます。つまり、保護観察はしっかりと再犯防止の機能を果たすよう国民から期待されているという認識とともに、犯罪者の温かい見守りについては国民から期待されていないという厳しい認識をも、多くの保護観察官が持っていることがうかがえるのではないのでしょうか。

続いて、図5と表12です。

今御紹介しました問12の国民の期待と全く同一の項目について、ここでは「あなたは、今後の更生保護官署の仕事についてどのように考えますか」と質問しています。同じ項目について、更生保護官署の仕事としてどう考えるかという問いです。肯定的な回答のあったものを、同じく多い順に見ますと、「保護観察中の者が重大な再犯をしないような保護観察を実施していきたい」としたものが9割を超え、続いて、「刑務所や少年院を出てきた人の立ち直りを積極的に助けていきたい」というものが、やはり約9割となっています。それに対して、否定的な回答のあったものとしては、「期間を終えた後も再犯しないような保護観察を実施していきたい」というものが、ちょうど30%となっています。

次に、図6と表13です。「あなたが保護観察を実施する上で必要と考える施策、措置等としては、どのようなものがありますか」という問いです。これに対して、支持的な回答があったものを順に挙げてみます。まず、1番目としては、「保護観察官・保護司との接触の維持等を対象者の義務として明確化する」というものが9割を超えています。次に、「現在保護観察所の各課で行っている事務を見直し、資源を効率よく配置する」としたものが8割を超え、これとわずかの差で、3番目といたしまして、「保護観察を実施する上で、外部の専門家・専門機関の活用を図る」、さらに4番目として、「処遇困難な対象者を保護し、処遇プログラムを実

施する場としての公的な更生保護施設を創設する」としたものが約4分の3，さらにこれとわずかの差で，5番目として，「生活・生計状況に関する報告・資料提出等を対象者に義務付ける」というものが支持を受けています。一方，拒否的といえますか，消極的な回答が多かったものとしては，「満期釈放者に対しても，いわゆる行状監督のような制度を導入するなどし，刑期満了後一定期間の監督を義務付け，この業務は保護観察官が担うものとする」という項目で，これには約半数の者が反対しています。

なお，この問14については，有識者会議におかれまして新たな制度導入を検討する上で大変参考になるかと考えられますので，若干の付言をさせていただきます。

今御説明してまいりました図6と表13から明らかですが，回答のあった保護観察官等から圧倒的な支持を集めているというわけではないものの，例えば，処遇プログラムの義務付けであるとか薬害プログラムの義務付け，立入調査権限の付与，関係者に対する質問調査権限の付与，ハイリスク対象者に対する集中的・濃密な保護観察，引致要件の緩和，判決前調査精度の導入，執行猶予者に対する別途の保護観察期間の設定等の項目については，支持的な回答が拒否的な回答をかなり大きく上回っております。

また，性犯罪者に対する性ホルモン剤の投与，それから，電子監視装置による行動監視といった，いわゆるハードといえますかタフな施策につきましても，いずれも支持的な回答が40%前後まであって，導入に拒否的な回答を上回る結果になっています。

以上が，数値的な分析，集約ができたところでございます。

最後に，問15として，保護観察のあるべき姿，それから実現方策について，自由記述の欄を設けて回答を求めています。

これについては，いわゆる総論的な記述としては，更生保護の理念について，「国民の要請も踏まえて再犯防止を前面に打ち出すべきである」というような意見がある一方で，「犯罪者の改善更生を助けて再犯防止に努めるものであり，これは将来も維持すべきである」あるいは「再犯防止，監視機能の強化だけでは，根本的な問題の解決にならない」などとする意見が多数ございました。その上で，「これまでの更生保護（保護観察）の枠組みでは対応しきれない処遇困難な対象者が増えてきていることなどから，制度の見直しを求める」とする意見が多数ありました。しかし，その場合でも，「制度を変えるだけで体制や予算が従来そのままでは真の改革は難しく，逆に職員等の士気の低下を招くことにならないか」などとする意見，あるいは，「保護観察の目標・評価基準を設定する」「社会内での処遇である以上再犯のリスクは回避できず，更生保護制度について積極的に広報し，国民の理解と協力を求める必要がある」「再犯防止のためには刑事司法全体のあり方を考えるべきである」などとする意見も多数ありました。

以下，いわば各論としても，多数の意見が提出されていますが，詳細についてはお手元の結果を御覧いただくこととしまして，説明については割愛させていただきます。

以上で「保護観察官の意識に関する調査」の結果に関する御報告を終わります。

野沢座長 どうもありがとうございました。

3．犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の提出について

野沢座長 それでは，もう一つ，犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の提出について

説明をお願いします。

事務局 それでは、本国会に提出される予定であります犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について、御説明いたします。

お手元の資料、説明資料（３）を御参照ください。

犯罪者予防更生法では、地方更生保護委員会を組織する委員の人数が定められております。現行法の第１３条で、地方更生保護委員会は、３人以上１２人以下の委員で組織すると定められております。この上限である１２人を１４人に改めますのが今回の法改正の概要であります。

地方更生保護委員会は、御存じのように、高等裁判所に対応する形で全国に８か所置かれている法務省の地方支分部局であります。

第１３条は、１つの地方更生保護委員会における委員の人数に関する規定でございますが、上限の１２人の委員が現在配置されている地方更生保護委員会は、関東地方更生保護委員会ただ１か所でございます。ほかの委員会については、１２人に満たないということでございます。

近時、受刑者数の増加により、また事案そのものが複雑・困難化していることから、地方更生保護委員会の委員の負担は重くなるばかりでありまして、また、仮釈放された者による再犯を受けて、国民からは、仮釈放審理をより一層適正にしなければならないという要請が高まっております。これらの状況にかんがみまして、平成１８年度予算の政府原案におきまして、３名の委員の増員が盛り込まれております。

そこで、関東地方更生保護委員会に２名、近畿地方更生保護委員会に１名増配置する予定としており、関東地方更生保護委員会の委員が１４名になります関係で、今回の法改正の必要性が出てきたという次第であります。

続きまして、執行猶予者保護観察法の一部改正が議員立法によりなされる動きがございますので、これについて御説明いたします。

これは、保護観察付執行猶予者について、転居及び長期の旅行を、現行の届出制から許可制に改めること、また現行法におきましては、１か月未満の旅行では届出すら不要とされておりますところ、それでは長過ぎるという批判がございますので、この１か月を７日間と改めることとしております。

また、現行法では特別遵守事項が設定できないことになっておりますが、これを改めまして、保護観察付執行猶予者にも特別遵守事項を設定することができることとしております。これにより、例えば執行猶予者についても、仮釈放者と同じように、性犯罪者処遇プログラムの受講を義務付けて指導することが今後可能となります。

この法案につきましては、以前この有識者会議におきまして、このような議員立法の動きがありますという御報告をさせていただいたところではありますが、ここへきて、また与党内の手續が若干進みましたことから、改めて御報告させていただくものであります。

なお、議員の先生方からは、この法改正だけで保護観察の抱えるすべての問題が解決するわけではないという厳しい御指摘も多々なされているところでございまして、この有識者会議におきまして、引き続き保護観察の充実・強化策、保護観察全体についての改革の方向性を出していくことが期待されていることをつけ加えさせていただきます。

以上です。

野沢座長 御苦労様でした。

以上、事務局からの御説明につきまして、先生方から御質問等ありましたら、どうぞよろし

くお願いします。

では、ちょっと私から。地方更生保護委員会の委員を3人増やすことについて、こうして法改正までしなくてはいけないかどうか。これくらいのことは省令、政令等で処理ができるようにしたらどうかという御意見もあるやに聞いていますが、今回、私どもの最終提言が出た後、抜本的な法改正に取り組むことになったときには、ひとつまとめてその辺の位置付けを整理したらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

そのような御指摘は与党内からも多々受けております。この委員の人数だけが法律事項でありまして、委員会の個数とか位置につきましては、政令で規定されています。しかも委員の総数について法律の縛りがあるわけではございませんので、例えば政令におきまして、委員会の数を1個増やせば、幾らでもそのような手法でこの委員の数が増えていくという、あまり合理的ではない仕組みになっておるということを、議員の先生方からも御指摘いただいております。

また、今後の増員の度に、このような手続を国会でやらなくてはいけないのかという御批判も受けておりまして、委員の人数を、法律事項ではなく政令で定める方向で改めることも検討させていただきたいと思っております。

野沢座長 この地方更生保護委員会の委員の数は、法務省の総定員の中に入るということですか。

事務局 はい、そうです。

野沢座長 入るんですね。

パブリックコメントがたくさん出てきて、目を通すのも骨が折れるくらいですが、どうでしょう、先生方、これはという御意見が出ているかどうか。

本江委員 この間、保護観察官や保護司の方々にお会いして、直接いろいろお聴きしてみたわけですが、私どもの認識もなかなか難しいなと思います。

1つは、保護観察官の方々の意見を聴いてみますと、再犯防止という問題1つとらえても、保護観察官によってもものすごく意識の差があると思います。非常によくやったださって、もう自分の生活をほとんど犠牲にするほど再犯防止のために頑張ってくださっている保護観察官の方も相当数おられるということも、この際非常によく分かりました。

逆に、再犯防止という問題を、直接保護観察官の任務ととらえておられない方も相当数あるということが分かりました。また、いろいろ聴いてみますと、この再犯防止の問題については、従来局の方針がどうもはっきりしていないのではないかと思います。少なくとも、保護観察官に補職されたときに受ける中等科研修で、再犯防止も任務だという教え方はしていない。いわゆる改善更生を助けるということは正面からいろいろ教育されるけれども、再犯防止の問題については教官も正面切ってはおっしゃらないということも聴きました。

それにもかかわらず、先ほどお話ししたとおり、重大再犯を始め、再犯の問題について非常に真剣に正面から取り組んでおられる保護観察官が、結構たくさんおられることも現実であります。

そういうことを踏まえて、私は、この有識者会議でもそうですけれども、いわゆる保護局としてこの問題をどう位置付けるかを明確にする必要があるのではないかと思います。

私は、必ずしも再犯防止を正面からやるべきだと言っているのではなくて、保護観察官が、

一体どういう目標に従って、どういう責務を負って行動するべきなのか、また、それと併せて、保護司の方々がどういう責務を負っているのかを明確にしないと、今回有識者会議が設けられたきっかけになった、いわゆる保護観察中の重大再犯の防止ということについて、だれがどういうふうに取り組んでいくのかがはっきりしないのではないかと思いますので、できればこの会議でその辺の位置付けを明確にして、将来の更生保護のビジョンを策定できればと感じました。

野沢座長 確かにパブリックコメントの中には、その趣旨で述べておられる意見がたくさんありましたね。

金平座長代理 パブリックコメントの結果を拝見して、842件という意見、大変多かったと思います。

ただ、何うとそのうち700名が保護司さんであったと。それから、これが何名が分からないのですけれども、職員からも届いたとなると、一般の方がこれにどれくらい応答なさったのか、いずれにしても大変少ないように思うわけです。この有識者会議がそもそも設置される契機となった、例のいろいろな保護観察中の事件が、その事件が起こったときには大変社会の注目があつたにもかかわらず、それと今回のパブリックコメントとが結び付かない、結び付いていない。更生保護に対する関心の薄さということが度々言われておりますけれども、今回の応答にもそれが現れていると考えてよろしいでしょうか。

何か、そのように考えざるを得ないのが残念な気もいたしますが、事実はどうだったのでしょうか。

事務局 パブリックコメントの中で、いわゆる関係者、これまで更生保護に何らかのかかわりを持ってこられた方以外の、純粹に一般の方の数を申し上げますと、約10件程度でございます。

堀野委員 「保護観察官の意識に関する調査」の問い15に対する自由記載の部分と、それからパブリックコメントの全部に接する機会を与えていただいたのですけれども、まだ全部読み切っていないほどに大変分量が多いです。

そして、確かに、パブリックコメントに対するものは保護司の意見が圧倒的に多くて、そして保護司の意見の大半は、やはり一人一人の心の中に入って改善更生させていくことが喜びとといったところが大変強く出ていたように、私は感じております。

ただ、それと比べて、保護観察官の意見は、本江委員がおっしゃったように、やはり再犯していくことへの悲しさをおっしゃる方もありますし、様々な御意見がある中で、再犯防止という社会的目的に対して何らかの貢献をしたいといったことを強調される反面、やはり圧倒的にマンパワーが少ない、マンパワーが小さ過ぎるとの指摘が出ておりました、やはりそのところは、保護観察官における再犯防止の任務をどの程度位置付けるかは別としまして、それとの関連においてマンパワーの強化が極めて強く求められているという感じを持っております。

ただ、これは役所内の調査であるにもかかわらず、200人近くの方は何の答えもされておられない。これはどんな事情によるものなのだろうか。こういうときは大体100%答えられるものではないのでしょうか。その事情は何か分かりますでしょうか。

事務局 回収率が100%に近いところまでいかなかった理由につきましては、年末年始を挟んでしまったことなど、様々な要因があったのではないかと考えております。

本調査では、いわゆる管理職の方々を除いております。そこは御理解いただいているかと思

いますが、それでも、全体の正式な回収率が何%になるかということは、今現在申し上げるデータがございませんが、大体8割ぐらいとお考えいただければ結構かと思います。

野沢座長 なるほどね。

それでは、前回ちょっと持ち越しになっており、意見交換をしていただきました仮釈放のあり方について、事務局の方である程度まとめてくれましたので、これを御説明いただきまして、御議論いただきたいと思っております。お願いします。

4．仮釈放のあり方について

事務局 事務局でございます。

座長と御相談しつつ、前回までの仮釈放についての御議論を踏まえて、取りまとめ案を作成しております。

1、仮釈放の理念等。仮釈放制度は、受刑者の更生意欲を高めるとともに、円滑な社会復帰を促進するなどの観点から、有用な制度である。仮釈放審理に当たっては、再犯の危険が高い者を仮釈放しないよう適切に選別すべきであるが、重大再犯事件の続発を背景として、仮釈放の運用をいたずらに萎縮させることのないよう配慮すべきである。仮釈放者の矯正施設への平均在所期間が長期化し、無期刑仮釈放者が減少しているなど、仮釈放の運用が厳格化している状況を踏まえ、改善更生の意欲のある者は、現在の運用よりも更に早期に仮釈放し、社会内処遇に適さないおそれのある者は、仮釈放の判断を厳しくするなど、仮釈放の運用に当たり、メリハリのついた対応をなすべきである。例えば、軽微な覚せい剤事犯者について、簡易尿検査を受けることを条件として、早期に仮釈放を認めることを検討すべきである。受刑者の円滑な社会復帰を促進するためには、社会内処遇の一層の充実を前提としつつ、すべての受刑者に社会内処遇を受けさせるのが望ましいと思われるが、そのための具体的な制度設計のあり方については、施設内処遇と社会内処遇を期間的にどのように組み合わせるのが適当かという観点から、検討を加える必要がある。この点に関しては、刑期満了者に対する指導・支援等の仕組みについて、刑事責任を果たし終えた者の自由を制約できるかという問題があることも踏まえつつ、更生保護分野だけでなく、広く関係機関において早急に検討する必要がある。

2、仮釈放許可の基準。仮釈放については、地方更生保護委員会による均一で公平な判断が確保されるとともに、受刑者に一定の目安が提供され、更生に向けた努力に資するものであって、地方更生保護委員会による判断が国民の理解を得られるものである必要があるところ、現行の仮釈放許可の基準は、これらの要請を必ずしも十分に満たすものとなっていないことから、これを見直す方向で検討を加えるべきである。3、地方更生保護委員会の委員構成等。仮釈放審理が内輪で行われているとの批判にこたえとともに、審理の公平性、的確性、専門性及び透明性等を高めるため、地方更生保護委員会の委員に、民間出身者等更生保護官署出身者以外の者も積極的に登用すること、精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカー、法律家等の多様な専門的知見を審理に活用することなどとするべきである。

4、審理手続のあり方。仮釈放適格者を適切に選別するためには、問題の多い事件についての審理を充実させる必要があるが、委員を始めとする人的資源が限られていることにかんがみ、問題の少ない事件の審理を簡素化するなど審理手続にメリハリをつける必要がある。地方更生

保護委員会の事務局を増強し、保護観察官による準備調査を充実させ、委員による調査や合議を支援させることによって、審理の充実を図る必要もある。

5、被害者意見の取り扱い。仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするため、仮釈放審理の中で犯罪被害者等の意見をどのように聴取するかなどについて手続を明定し、意見を聴取した場合には、地方更生保護委員会がどのような対応をとったのか、理由を付して犯罪被害者等に示すこととすべきである。なお、被害感情は変化し得ることを踏まえ、例えば反省や贖罪の様子といった加害者の裁判終了後の動向等に関する情報を犯罪被害者等に伝達した上で聴取した犯罪被害者等の意見を仮釈放審理に反映させる仕組みとすべきである。犯罪被害者等が反対する限り一切仮釈放を認めないという運用に陥ることは刑事政策的に望ましくなく、そうならないための配慮が必要である。

以上でございます。

野沢座長 どうもありがとうございました。

御意見ございましたら、ひとつお願いしたいと思います

本江委員 全体的に、私は結構だと思っておりますけれども、この審理手続のあり方のところで、先日地方更生保護委員会の委員が、仮釈放に際しては、全員に自ら面接して審査をしなければならぬと法律で定められていると聞いたような気がするのですが、もしそうだとすると、これだけ人数の少ない状況のもとで審理するという状況にあるわけですから、早急に法律を改めるべきではないかと思うわけです。

恐らく、これだけ何万件という数があれば、書面審理で判断のつく事例もかなり大量にあるのではないかと思います。裁判でさえも、略式手続でほとんどの事件は処理されている状況ですから、委員が対象者に必ず面接しなければならないというのは、ちょっと時代にそぐわないのではないかと思います。

野沢座長 今の御質問について、御意見どうですか。

事務局 観察課長でございます。

犯罪者予防更生法第30条2項に、その面接の規定がございますが、読み上げますと、仮出獄又は仮退院につき前条の審理、これが、仮釈放の審理のことでございますが、審理を行う委員は、みずから本人に面接しなければならない。但し、本人が重病又は重症である場合その他法務省令で定める場合であって、仮出獄又は仮退院を許すことを相当と認めるときは、この限りでない。このような規定がございます。

法務省令では、仮釈放及び保護観察等に関する規則の第27条で面接の省略について定めております。

1つは、本人が開放的処遇を受けている受刑者、少年院収容受刑者を含むとなっておりますが、そのような場合がございます。それから、第2は、本人が短期処遇を受けている少年院在院者である場合。そして第3が、先に終結した本人に関する仮釈放審理事件において、同じ地方委員会の委員が本人と面接を行い、その面接の日から4月を経過していない場合。このような規定になっております。

野沢座長 この面接の必要性がどれだけあるか。

本江委員 委員さん方はどう感じておられるのですかね、自分で毎日やっておられて。やはり、ここまでやらなくてはいけないと実感として持っておられるのか、それとも、本当はここまでやる必要はないという感覚を持っていらっしゃるのか、その辺はどうなのですか。

事務局 アンケート調査をとっておるわけではございませんが、いろいろな会議等でお話を聴きますと、やはり自分で会ってみることが非常に大事だと言われます。本当にこの受刑者が改善更生しようとするのか、あるいは仮釈放して保護観察に付すことで改善を図っていけるかどうか、やはり本人に会って見ないとなかなか確認はできないという方が多いと私は感じております。

野沢座長 保護司も一緒に会うことはあるのですか。

事務局 それはございません。

野沢座長 見て会って話をしてみるということは、相手が本当に何を考えているかを判断する上で、大事な要素なのでしょうね。

本江委員 先日、関東地方更生保護委員会を訪問したときに、1件について審理時間は10分程度というお話もあったものですから、やはり重大再犯の防止ということが大きなテーマになってきておりますと、どうしても慎重に時間をかけて判断しなければいけないケースが相当あるのではないかと思うのです。

一方、委員の人数は限られている、時間も限られているという状況なものですから、それとの兼ね合いで、個々の委員がお考えになればいいことかもしれませんし、現在のやり方について委員の人たちが必要だとおっしゃるのなら、それはそれでいいことだと思うのですけれども、ちょっと一遍、全国的に委員の人たちで今後どうすべきか検討してごらんになるのもいいことではないだろうかと(笑声)という気もするのですけれどもね。

事務局長 先日も国会議員の先生方が関東地方更生保護委員会を視察されまして、今、本江委員がおっしゃった内容と同じような質問が出たようです。そのときの委員の反応も同じで、やはり本人に会わなくてはいけないんだという御説明を申し上げたと聞いております。

ただ、今度、犯罪者予防更生法の改正案を出しますので、そこではいろいろな御指摘もあろうかと思えます。例えば、委員にとっては、刑務所に出向いて行って面接するということが非常に大変なのです。ですが、刑務所の方から地方更生保護委員会に押送してもらうというのは、とても人員的にできないことですので、例えばテレビ電話を通じて面接をすとか、そういう方法もあるのではないかと、こういう御指摘かなという感じもしておりますので、今の御指摘も含め、いろいろ検討させていただきたいと思えます。

野沢座長 課題ですね。

堀野委員 仮釈放制度の運用を現在よりもより積極化するということが、合意として表現されていると読んでいいかどうか。片方では、メリハリをつけることで、再犯の危険の高い者については厳格に、そして、例えば軽微な覚せい剤事犯等については早期仮釈放というメリハリをつけるという考え方。それから、最後のところでは、社会内処遇の一層の充実を前提としながら、すべての受刑者に社会内処遇を受けさせるのが望ましい、そのための社会内処遇の期間をどうするかは検討課題と、こうなっているのですけれども、この有識者会議として、現在行われている仮釈放について、まず、全体として平均在所期間が長期化してきている現状を変えようというのか、あるいは、例えば無期刑の受刑者に対しても、過去に比べて現在仮釈放は非常に少なくなっているわけですけれども、これに対しても、やはり慎重な検討を加えつつ仮釈放制度の運用を積極化するという方向を選択するのか、そこまでは議論は多分されていなかったと思うのですけれども。

仮釈放についてどういうスタンスで臨むのかということが、ここの記載ではちょっとあい

まいだなという印象を受けるのですけれども、いかがでしょうか。

つまり、何を变えようとしているのか、具体的な中身が見えてこないという感じですか。運用でとにかくメリハリをつけようというところで終わるのかどうか、その辺のところはいかがなのでしょう。

野沢座長 一体この会議をやった後、仮釈放は少しずつでも増やす方向に行くのか、それとも厳格に行くのかという課題は、当初から実は私も持っておったのです。

ここで大事なことは、やはりこのメリハリだろうと思うのです。結果的にそれが増える方向に行くか、あるいは逆に減る方向に行くか、結果的にどうなるかと思うのですが、いずれにしても、一律に、ただ平均的にどうというよりも、必要な人はどんどん仮釈放するし、問題のある人については慎重にという、それが運用上うまくできるかどうかということが大きな課題だろうと思うのです。

何とかそのルールを見つけたい。あるいはその手段、方法、さらには地方更生保護委員会のあり方、委員の人选、専門化、何らかの手段を講じてメリハリをつけるという、そこかなと思うのです。結果、増やすべきか減らすべきかというところから入ったのでは、どうもちょっと問題があるかなと思うのですが。

堀野委員 私もそう思いますけれども、少なくとも満期まで出られない人が増えていくということは、恐らく再犯が増えるであろうという方向が予測されるので、その辺のところについては、なるべく、今まで満期出所になった人に対しても、一定の社会内処遇を与える方向で運用されるべきではないかと思うのです。慎重な審査を経ながら、その人たちにも一定の期間社会内処遇を保障していくことが、今までの満期出所者に対する対応を改善することになるのではないかという意味も含めて申し上げたのですけれども。

やはり、ここでは、満期出所者についての方策という非常に悩ましい問題にぶつかるはずなので、まず満期出所者について社会内処遇の機会を一応増やしていくという方向性を考えていった方がいいのではないだろうかという意見でございます。これは、取りまとめを特にどうしてほしいという意味ではないのですけれども。

本江委員 今、満期出所者というのは、どれぐらいの比率でいるのですか。

事務局 仮釈放率が大体57%でございますので、43%程度前後が満期出所ということになります。

野沢座長 この間、大阪の更生保護施設和衷会を見学させていただいたときに、あそこでは満期出所の方でも希望があれば受け入れていくとおっしゃっていました。これは大事なことですから、行く所がなく再犯に走ってしまうということからしても、やはり満期出所者に対しても何らかの形で手を差し伸べる、門戸を開いておくということが極めて重要ではないかと思えます。

今のお話の社会内処遇のトレーニングを、刑期の外で行うか中で行うか、いろいろ議論はあろうかと思いますが、やはりそのトレーニングを受けて、あるいはその保護のセーフティネットに少しでもとどめておきたいということであれば、その辺の議論は是非しておいた方がいいと思えます。

瀬川委員 まずお聞きしたいのは、この取りまとめ案とは一体何なのかということですか。どういう性格を持ったものであるのか。つまり、具体的な提言として示したもののなのか、あるいは、保護局で具体策をこれから練っていきますという程度の意味なのか。一体これが何を意味

するのかということ、少しはっきりしていただかないと議論のしようがないように思えるのです。

野沢座長 私も相談を受けて一緒にやったわけですが、最終報告の案文に近いと考えていただきたい。もちろんまだ決定ではありませんけれども、世間にもアピールするということだと思います。

瀬川委員 この取りまとめ案はすごく注意深く、各方面に気を使ってまとめておられる気もします。その点は大変御苦労があったかと思うのですが、ただ、具体的な方向性はほとんど出ていないというか、踏み込んでいないのではないかと思います。やりやすいところからやるということを提示しているだけで、難しいところは全部残しているという感じがするわけです。

そういう点で、非常に抽象的にまとめてある。中間報告も、いろいろな意見を集約しているだけだという論評もありましたが、今回の場合は、議論を踏まえて、具体的な改革の方向性を出すべきだと思うのです。

恐らくこの取りまとめ案を好意的に解釈しますと、幾つか最大公約数的なところをまとめたと理解しますが、しかし、改善の方向については、踏み込んで書いてあるところは少ない気がするのです。

具体的にどういうことかということ、先ほど堀野委員がおっしゃったようなメリハリのついたという意味合い、この点はやはりはっきりさせないと、単に作文して終わったということになりかねません。前回矯正局から報告があったような矯正と保護の連携、具体的な連携ということ、この点はやはり踏み込んで、具体的に提言すべきです。保護局もこういう対応しますとしないと、メリハリのない、非常に抽象的な、総論的な感じで終わってしまうのではないかと思います。例えば、施設駐在官をもっと拡大・強化するとか、前回矯正局の澤田課長が言われたようなことを踏まえて、保護局もこういう対応しますということを具体的に書き上げないと意味がないのではないかと考えます。

仮釈放を積極化する方向という一文を入られたことは評価しますが、具体的に書かないと何の意味もない。矯正局の対応に対して、保護局としてもこれだけしますというある程度具体的な方策を出さないと意味がないのではないかと。これが第1です。

それから、仮釈放許可の基準なのですけれども、見直す方向で検討を加えるべきとあるのですが、あれだけ御意見が出たわけですから、こういう形で終わっていいのかどうか。

それから、この件については私の意見というか感想なのですけれども、矯正局の方からはこの間、通達も含めてこういう形でやっている、かなり具体的な質問に答えていただいたのですけれども、保護局からはこれまで一切、データあるいは具体的な運用について答えられていないと思うのです。それゆえ、我々としては、仮釈放許可の基準を具体的に検討する資料が与えられていないと考えます。

見直すといっても、どういう方向で見直そうとしているのか、具体的なことも書かないと意味がないという気がいたします。これは推測ですが、情報公開との関係で、恐らく保護局としてはかなりちゅうちょされている部分、配慮されている部分があるかと思うのです。しかし、保護局でこういう審査基準を持っています、あるいはやられていますということを示し、公正な評価を、批判的な評価を受けるべきだと思います。

監獄法改正がなされて、累進処遇制度が廃止されますので、恐らく矯正レベルでも色合いが変わってくるかと思うのです。そういう点で、保護局も新たな局面を迎えるわけですから、今

後、実際の仮釈放許可の基準の具体化に向けて、できるだけ情報を公開してもらいたいと要望しておきたいと思います。

それから、少し長くなって申しわけありません。審理手続の透明化のところなのですが、これは民間人あるいは専門家を入れるということは一定程度の進歩だと思えますし、有識者会議の意義として評価されるべきだとは思いますが、もう一步踏み込めないのかということをも是非検討してもらいたいと思うのです。

それは、前から言っていますように、これほど内輪でやられて、今もなおやろうとしている官庁はないと思います。国民の基盤の上に成り立っているわけですから、そういう点で、社会内処遇の前進のためには、国民の信頼、また国民からの関心を得るためにも、第三者評価的な委員会をつくってはどうかと考えております。

これは、何か大げさなことを言っているわけではなくて、今回の監獄法改正でも視察委員会が設けられて、また代用監獄関連の法改正の後も、これについて視察委員会を設けると踏み込みましたので、保護局だけがなぜこれについて非常に抵抗するのか、是非説明してもらいたいと思います。私の言っていることは必ずしも大げさではなくて、かなり具体的にできるのではないかと考えております。

例えば、保護観察所単位で何か委員会を発展拡大する方向、あるいは地方更生保護委員会レベルでそれを集約するという方向で考えたらどうかと思います。別に破壊的なことを言っているわけではなくて、非常に建設的に言っているつもりです。例えば、保護司選考会も検討の対象になるのではないかと考えているのですが。

それから、審理手続のあり方のところですが、これは先ほどの仮釈放の積極化に関係しますけれども、受刑者本人の主体的なかかわりが、今回の取りまとめ案では消えていますので、この点についても、受刑者からの申請権までは法的には無理かと思いますが、希望を出させるやり方、あるいは、前も少し触れましたけれども、申請を棄却した場合に、本人に対して何らかの理由を示してあげるということもあります。

それが、口頭ではなされているということは我々も知っているところですが、これはやはり書面でやるべきであると考えております。それから、全施設でやるべきだと考えています。そういう点で、そういう方向に是非御努力を頂きたいということでございます。

以上でございます。

野沢座長 今の点、これからよく詰めて、発表するまでにここのところ再検討しましょうかね。

瀬川委員 ありがとうございます。

本江委員 今の瀬川委員の発言について、ちょっと具体的にイメージがはっきりしないから申し上げるわけですが、仮釈放許可の基準を明確にするということは、一定の仮釈放許可基準というものを公表するという意味でおっしゃっているのですか。何かその辺は、どのような形で発表する、あるいは書き込むということを考えていらっしゃるのか、イメージがちょっとわからないものですから教えていただきたい。

瀬川委員 仮釈放及び保護観察等に関する規則で4つの基準が定められているのですが、そのとおりされているかどうかということの実証はどこにも出ていないと考えています。

だから、具体的に言うと、例えば再犯のおそれがないことをどう判断しているのかも知らされていないということです。だから、この基準をもとにどういう形で仮釈放が運用されている

のか表に出ていないと思います。

今回こういう機会があったわけですから、実際地方更生保護委員会でどういう形で出されているかをやはり示すべきだと思いますし、また、それをもとに議論をすべきであったと考えております。

本江委員 そうすると、どういう提言をするかをちょっと今考えながら申し上げているわけですが、具体的にこういう場合に釈放すべきである、こういう場合は釈放すべきでないということを、別途発表すると提言に書くことを想定しておられるのか。あるいはそれとは別に何か委員会を設けるということは、例えば全国8か所にそれぞれ監視委員会を設けるよう提案するということなのでしょうか。ちょっと具体的に…。

瀬川委員 分かりました。

その問題は一応別に考えておりまして、4つの基準が仮釈放及び保護観察等に関する規則に書かれているわけですが、私の一番の疑問は、そのとおりになっているのかが分からないということ、もしそうでなければ、具体的な基準はこういう基準でやっているということを公表すべきだと思います。

それと、先ほどの委員会の話は少し別というか、横の問題でありまして、国民の信頼を得るため、国民への説明義務を尽くすために、委員会を設けて、運用面の風通しをよくする、透明化すべきだということです。

本江委員 それは、いわゆる仮釈放委員会の控訴審というようなものを設けるということになりますか。

瀬川委員 違います。それは誤解のないようにしたいと思うのですが。

この前も少し議論があって、いわゆる裁判員制度と同じような問題でやっているのではなくて、監獄法で規定された視察委員会に近いものを考えております。

田中委員 私の理解する瀬川さんの言うておられることは、エビデンス・ベースドというものにしないと、広く国民の理解を得られないのではないかという趣旨だと理解しております。

先ほど来のお話ですと、仮釈放者と満期出所者との比率、6対4なのか、半々なのか、大ざっぱにいうと半々のようですので、そうすると、もちろんこの議論がその基本法に基づいて行われている、あるいは、基本法に基づいて行政が設置され仕事をされているということは当然なのですけれども、刑を受けた人、そしてその人をどうやって社会に戻すかということにかかわって行政資源が与えられているわけですが、それが一体どういう対応関係になっているのか。

仮釈放ひとつとってみても、病院だと電子レセプトと言っていますが、電子化すれば、1人の患者がどういう検査を受けるのか、あるいは、病院によって1つの病名、病名はちゃんとコードに入っていますので、病気に対してどういう検査が重複してなされているのかというのは一目瞭然。要するに適切な治療がなされているかどうかは分かる。

これに対して、電子レセプトは嫌だと、やっていることが分かってしまうからという、實際上、医療機関の側に、あるいは医療機関の一部にそういう抵抗があるようなのですが、それを、エビデンス・ベースドというのは、病名が明らかになって、病名はみんなあるわけですから、病名とその間の診療全部が分かるようにして、ではそれを保険会計に85%まで来るわけですから、みんなの負担で85%の国民の医療が賄われている以上、それは適切に使われるべきだということで、やっとならばエビデンス・ベースドの方に今行きつつある、途上だと思うのですけれど

も。

犯罪，それから改善更生にかかわる話も，もう少しエビデンス・ベースドになるべきではないかと思います。我々が見せていただいたのも，紙ベースではいろいろありますけれども，あれではエビデンス・ベースドにやはりならないわけで，国民の関心がこれだけ高くなっているのだったら，そこはやはり一度クリアした方がいいのではないかというお話です。そういう中で，地方更生保護委員会というのも行政上設置されてはいるけれども，もう一度見直すというか，大きな流れの中からいけばその役割も見直されるべきではないかというお話になってきている。そういうふうに行っていくべきではないかというお話かと承っていますが。

瀬川委員 最後のところで，地方更生保護委員会の組織そのものは，今問題にしているわけではなくて，仮釈放の許可についてどういうことが行われているのかということですね。それは，今先生がおっしゃったように，エビデンス・ベースドという意味合いです。

佐伯委員 そのエビデンス・ベースドということに関しましては，私も全く田中委員の御意見に賛成でして，従来更生保護の分野に，あるいは更生保護に限らず日本の刑事司法制度一般についてそうかもしれませんけれども，きちんと証拠に基づいた検証がなされていないというところが，1つ大きな問題ではないかと思っております。ですから，将来的にはもう少しきちんとした基準に基づいて，かつその効果というものも検証されていくべきだろうと思います。

瀬川委員がおっしゃっている，もう少し基準があるはずだから出すべきということについては，私の間違いかもしれませんけれども，私が拝見して得た印象では，実はそういうものはないのではないかと，総合的に判断し，という規則にはなっておりますけれども，総合的に勘に基づいて判断しているので，実は出そうにもないのではないかというのが私の持っている印象です。もし私の印象が間違いであるのであれば，私も基準を出していただきたいと思ひますし，もしないのであれば，やはり今後はもう少しはっきりした基準を決めるべきではないかと思ひます。

この取りまとめていただいたものは，そういう方向性を示しているという点で，私は基本的には妥当なものであると思ひますし，この会議の中でももう少し具体化できるものであれば，最終案までに，もう少し具体化できれば，それはその方が望ましいと思ひています。

それから，瀬川委員から御提案のありました第三者委員会につきましては，国民に対する説明義務を果たすという意味で，あっていいものだろうと思ひます。ただ，地方更生保護委員会のような行政委員会は，専門性を重んじて，民意からワンクッション置いた判断を行うために設けられているものですから，第三者委員会の権限や性格については慎重な検討が必要だろうと思ひております。

野沢座長 まとめた立場から申しますと，生活記録とか，そういう形がしっかり整っているものは基準としてはっきりしてくるのですが，将来にわたって何をするのかということになると，大変，これは難しい。予測問題も入りますし，むしろ精神構造の中身まで立ち入るようなことになる。

ですから，やはりそういう心理的な性向を読み取れるようなシステムあるいは検査方法，そういったものが今後出てくれば，それは当然取り入れてやっていったらいいのではないかなと思ひます。そういう意味では，この提言というのは，やはり将来のそういった可能性を含めた進行形の形で言わざるを得ないのかなという気もするのですね。

今ここで，ここまで来ているのだという成果があればいいのですけれども，まだまだそれに

については行動科学的治験方法に未知なる要素があって、客観的な基準を明確にできないという側面も合わさった上で、さあどう書くかということです。ただし、今のままでいいとは思わないということですが。

瀬川委員 分かりました。それは、座長のおっしゃるとおりだと思います。

それから、佐伯委員のお話で、恐らく、もし直感で総合的にこれやってきたとしたら、私は、それはそれで大問題ではないかと思うのです。最近のパブリックコメントの中にも指摘されていますけれども、これは、通達レベルでそういう審査基準があったことは事実だと思うんです。

ただ、もう一つ、さっき言いましたように、監獄法改正との関係で言えば、恐らく矯正の場面でも変わってくることがあると思うので、そういう点で、座長がさっきおっしゃったように、これで何か両論併記にして終わることはあまり望ましくないと思いますので、今後この基準について本腰を入れて研究する、行動科学の専門家がたくさん保護局にいますので、そういうことも含めて、行動科学的な評価も含めて、仮釈放許可の基準について、より精密化するというか精緻化する方向に向かって努力してもらいたいと思います。

処遇効果だけを検証することも重要ですが、仮釈放の場面でいえば、基準の運用の実際についても検証、評価すべきです。仮釈放について地方更生保護委員会レベルで、精力的な研究を続けるという方向で、是非提言をまとめていただきたいと思います。

堀野委員 1点だけよろしいですか。

野沢座長 はい、どうぞ。

堀野委員 この問題は、例えばパラレルに考えられませんが、裁判の段階で、自白事件において検察官が求刑して裁判官が判断を下す。そのとき量刑を決める。同様に量刑基準とは何かという問題は、これも永遠の課題で、裁判官の量刑、検察官の求刑に対して大体何%引きという形で普通は出ている感じがいたします。

この件に当てはめると、そもそも仮釈放は矯正の側からの申請に基づいて行われて、それに対して地方更生保護委員会が判断するという形。問題はやはり、矯正の段階から、どういう人を選択してくるかによって、非常に大きな違いが出てくるのではないかと考えると、矯正と保護での、ある意味で基準の共有がないと、基本的に地方更生保護委員会の方でどんな基準を決めようとも、基本はやはり矯正の方からの流れで決まってくるわけで、矯正と保護との連携というのは、その意味でもやはり指摘されておくべきではないだろうかという気がいたします。

田中委員 エビデンス・ベースドというときに、この仮釈放及び保護観察等に関する規則第32条で4つ書いてあるうちの最初の3つ、悔悟の情が認められること、更生の意欲が認められること、再犯のおそれがないと認められること、この3つは、それぞれ独立しているとは一般的には考えられない話であって、多分同じことを言っていると普通の人は読むと思うのです。悔悟の情が認められる、では再犯のおそれはないだろう、更生の意欲が認められる、それはまさか再犯しないだろうと。

たまたまこのときにはこういう書き方で、4つのうちの3つの基準ということになっているのでしょうけれども、エビデンス・ベースドというのは、例えばこういうこと背景に共通の因子があるはずで、この3つについて言えば、それがどういう形で認定されるのかというのは、もう少し基準化した何かで見られるだろう。それは矯正施設内における観察なのか、いろいろ

あると思いますけれども、その辺をもう少し明確にした方がいいということではないかと思うのです。

それを総合的にというよりは、もう少し共通のファクターに相当するものを、やはり見出す努力…。統計学者だったら、多分、この3つは独立でないと思われると思うのですけれども。

本江委員 おっしゃることはよく分かりますし、できるだけそうすべきだと思うのですが、私が検事という仕事を30数年やってきた感覚で言えば、量刑を、例えば7年にするか8年にするかと、13年にするかというあたりは、ほとんど基準なんていうものはなくて、検事が集まって、事件をざっと説明すれば、大体7年と言ったらそんなものだなと（笑声）なるわけですよ。3年と言ったら、それを7年と言う検事はいないわけです。

だけれども、それは頭の中でいろいろな一定の操作をやって、客観的に出しているのだけれども、それを2年の事例と比べてなぜ3年なのかという具体的な検討をずっと進めて出しているわけではないのです。

そういうものだと思っていますから、具体的に、例えばあと半年ぐらいしたら仮釈放できる事例だとか、そういう、例えば実証的に基準を出すとになってくると、本当にそういうことが可能なのかなという心配をしているので、先ほどから、どういう形でここに書くことを想定しておられるのかを私はお聞きしているわけです。なかなか刑事司法の分野で基準を具体的には…。病名だとこれは誤診だとか何とかということがはっきり分かるのですけれども、そういうケースと違うように思うものですから。

ただ、瀬川先生言われるように、あまり秘密裏の部屋の中でやっていて、外部に一切分らないというのもおかしいなと思うのです。その辺をどういう形でこの有識者会議の結論としてまとめるかというのは、もうちょっと工夫するか、もう一考察しないと、事務局も困るだろうと思うのです。どういうふうに書けばいいのかというか。

堀野委員 今の話で言えば、検察官の御苦労はその後地方更生保護委員会が裁判所として担う苦労と同じだと思うのです。やはり検察官はそう言っているけれども、これは執行猶予にした方がいい、あるいは実刑にするかといった判断のときも、恐らくこれこれの要素があればという問題ではなくて、やはり総合的に見ているのではないかという感じはいたしますしね。

だから、そのところの基準というのは、本当に現実的なのか、このところは、理念に基づく方向性というものが、やはり基本的な基準・原理ということで結局ぼんやりせざるを得ないかな。そうすると、それに対してもっと透明性を入れていくということも重みを持つてくるのではないかという感じがしてまして、基準で解決しようというのは無理ではないかなという気がしております。

瀬川委員 ただ、その場合に、少なくとも仮釈放及び保護観察等に関する規則で明記している4つの基準、これがどういう機能を持っているかという検証は、最低限やはりやるべきだろうと思うのです。

では、この4つの基準というのは、田中委員がおっしゃったように、幾つか重なっている部分があったりしますが、刑法では改悛の状と書いてあって、それが、ひとまず4つの基準になっている。この4つの基準が改悛の状というものを具体化しているかどうか、これも検証する必要があると思っています。

したがって、私がさっきから言っている意味は、実態は何かということですよ。実際はどうさ

れていますかということをお明らかにしないで、これから新たな基準を明確化することはできないと思いますので、保護局の内部で、仮釈放許可の基準について本格的な検討に入ってもらいたい。

野沢座長 判断基準が、数値的に明確にできないものが世の中いっぱいございますよね。その場合には、とにかく判断する人の心証というのでしょうか、黒か白かとか、プラスかマイナスかとか、悪いか良いかとか、その心証をある意味で客観的に集積すると、これが大変客観的な判断基準になっていくという、景気の判断が何かでもそういうことがございます。

それから、裁判員法の審議のときにも、とにかく多数決で行くんだという中で、方向が打ち出されていくのであれば、できるだけ量的にも客観的にも明確になる部分は明確にしますが、そこから先は既に分からないという要素の中で判断をしていただくという、有罪が無罪か、あるいはプラスかマイナスか、これは出すべきか出さざるべきかという。その中でいくとしたら、地方更生保護委員会の構成そのものが、やはり非常に大事になってくると思うのです。地方更生保護委員会の皆さんの構成が、やはり客観的に見てなるほどということであれば、出た結果は信頼されるのではないかなと思います。

基準どおりいけばいいのですが、なかなか基準どおりすかっとさわやかに割り切れない部分が相当残るわけでありますので、その意味からしても、専門家の方が入ったり民間の方が入ったり、3人という判断がいいのか、もっと増やして5人にするのがいいのか、その辺を含めて研究、改善の要素は、非常にあるのではないかと思います。

そういったファジーな要素を含めての公正な判断を、更に検討し研究してつくっていくということで、いずれこれは、場合によっては法律になったりルールになったりする部分があると思いますから、それまでにしっかり、保護局も勉強していただきたいなと思います。

したがって、表現としては、どうでしょうか。これちょっと問題かと思いますが、現行の仮釈放許可の基準は、これらの要請を必ずしも十分に満たすものとなっていないことから、これを見直す方向で検討を引き続き加えるべきである、そして改善を進めるべきであるという、ちょっとこのところの修文を考えて、今御指摘のあったように、更に研究の努力を重ねるのだということを強く出してまとめさせていただいたら。なかなか、これ悩ましいところですね。

それでは、大体その方向で、ちょっとまた事務局に知恵を出していただくということで。

事務局 分かりました。

野沢座長 およそこんなことでまとめさせていただきます。

ちょっとここで休憩をさせていただいて、残った議題に入りたいと思います。

(休 憩)

5 . 重大再犯事件の概要について

野沢座長 再開いたしたいと思います。

次に、重大再犯事件防止のための指導監督のあり方について意見交換を行いたいと思いますが、その前に、事務局から以前この会議で概要を説明していただいた、いわゆるマブチモーター事件について、その後判明した事実等の追加の説明と、重大再犯防止のための指導監督のあ

り方として考えている内容について御説明をお願いいたしたいと思います。その後、議論をいたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、重大再犯事件についての説明は、個別の事件に関するものですから、議事録から削除し、また、事務局で事件の概要の分かる資料を用意していますが、資料についても非公開とし、会議終了後に回収させていただきたいと思います。

事務局 観察課長でございます。(以下、事件に関する説明のため省略)

以上でございます。

野沢座長 どうも。

事務局 では、引き続きまして、重大再犯防止のための指導監督のあり方につきまして、現在、保護局で検討しておる方向について御報告申し上げます。

検討の方向としましては、まず、現在ございます分類処遇制度。これは、保護観察対象者の処遇の難易によりまして、保護観察官の処遇の関与の度合いを区分しまして、限られたマンパワーの中で効率的な保護観察を実施をすることを目的にしております。

この分類処遇制度に再検討を加えるとともに、過去の重大再犯事例の分析を通しまして、今後の方向を見ていきたいというものでございます。

まず、分類処遇制度は、実は昭和42年から始まっておりまして、これまで大きい改正は3回行われております。

まず、昭和42年でございますが、対象者の資質、環境等の問題に応じまして、A、B、Cの3段階に区分をしまして、保護観察官の接触頻度を、A事件でございましたら月2回以上、B事件でしたら月1回以上と定めております。

ところが、実際にはちょっとマンパワーの不足もございまして、この処遇の形態に定められた接触ができなかったということもございまして、昭和46年に改正をされております。

改正の主な点は、まず、分類の方法でございますが、資質、環境等のほかに、犯罪・非行歴から見た問題を付加した20項目がございまして、昭和42年のものでは資質、環境という問題点を見ておったわけですが、それに加えて昭和46年では、犯罪・非行歴が加わっている。

それから、処遇の形態のところ、この昭和46年の際には2段階に分けているわけですが、A事件は、保護観察官の処遇を計画的かつ積極的に行うと多少抽象的な表現にされております。

その次は、昭和61年に改正されまして、これが現在も使っているものでございます。分類票の精緻化を図ることが大きい目標でございました。

そこで、6か月間の試行あるいは検定をいたしまして、新しい分類票を作成したわけでございます。この昭和61年のときに、初めて試行、検定をした分類票がつくられております。昭和46年の制度を踏襲しておりますが、試行、検定をした分類票を作成をしたということが、この昭和61年の特色でございます。

分類票につきましては、多少時代にそぐわなくなっている点もございます。例えば、1・2号観察分類票の本件非行名は、毒劇法違反、すなわちシンナー等でございますが、これが4点となっております。合計点が高くなり18点以上になりますとA、17点以下になるとBに分類をするわけでございます。Aについては、保護観察官が積極的に処遇に関与するというものでございます。

したがって、評定の高いものが処遇困難ということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、毒劇法違反が4点で評価をされておりますが、最近ではこの毒劇法違反そのものの件数が非常に減っており関係もございまして、全体で言えば1号観察のA事件の率は減少をしてきております。

それに対して、少年の凶悪犯でございますとか粗暴犯が増えておるわけでございますが、そういうものが、これでは低く評価がされておるといことがございます。

昭和61年の分類票に関しましては、試行、検定をしました昭和61年の当時では、例えば、1号・2号の分類票ですとAの評定率が9%、そして、Aに評定された者のうち成績不良になる者が61%になるように設定をされておりますが、平成14年の調査結果では、Aに評定された者が11%、Aに評定された者のうち成績不良になった者が29%と、この成績不良率がいずれの号種につきましても下がっております。

ただ、このことは、一概に評価することはできないわけでございます。例えば、低下をしておることがA事件に対する処遇の効果と見ることもできますし、先ほど1号観察の分類票のところ御説明申し上げましたように、犯罪の内容、シンナー吸引のような犯罪の内容が減少しているという犯罪情勢の変化ということも言えるかと思えます。

このような問題もございまして、平成6年に法務総合研究所に依頼しまして、各分類票の調査項目についての判別率を研究していただいております。研究紀要に報告書が載っておりますが、結論としては、この現在使っておる分類票の予後の処遇困難予測の判別率は、必ずしも現状では高くないということが指摘されておるところでございます。

これが、現在の分類処遇制度の問題でございます。

次に、重大再犯事例の分析でございます。

まず、平成7年から平成16年までの10年間に報告されました仮出獄者及び保護観察付執行猶予者によります重大再犯事例の分析でございます。

仮出獄者については対象人数が合計32名、保護観察付執行猶予者については合計47名でございます。

受理時分類を見ますと、仮出獄者については、受理時にAに分類された者が46.9%、保護観察付執行猶予者では21.3%となっております。

次に、本件罪名でございますが、仮出獄者につきましても、凶悪犯、暴力犯、暴力的性犯で60.5%になります。それに対してまして、保護観察付執行猶予者につきましても、本件が凶悪犯等で重大再犯を起こした者、先の3つを足しましても25.6%でございます。

本件についてだけ見ますとこのようなものでございますが、本件を含んだ暴力犯歴を見ますと、仮出獄者については重大再犯を起こした者の81.3%の者に、いわゆる暴力犯歴がございます。保護観察付執行猶予者につきましても、53.2%の者に暴力犯歴がございます。

次に、問題傾向を見ますと、まず問題飲酒を抱えておる者は、仮出獄者につきましても28.1%。これは仮出獄者全体で問題飲酒に該当しております者は6.9%でございますので、重大再犯者の中に、非常に高い率で出ております。保護観察付執行猶予者につきましても、同じでございますが、23.4%の者が問題飲酒の問題を抱えております。

薬物乱用につきましても、仮出獄者については21.9%、保護観察付執行猶予者につきましても25.5%。保護観察付執行猶予者につきましても、多少高い傾向がございます。

精神障害につきましても、全体と比較しまして、非常に高い率を示しております。仮出獄者

について21.9%、全体では2.7%の問題でございますが、そのように重大再犯者の中に多くを占めております。保護観察付執行猶予者についても同様の傾向でございます。

暴力組織につきましても、仮出獄者で31.3%、保護観察付執行猶予者で27.7%。さらに11ページにまいりまして、再犯時所在不明の問題につきましても、仮出獄者で28.1%、保護観察付執行猶予者で29.8%となっております。

再犯時職業につきましても、無職者が非常に多くを占めておるところでございます。

そこで、10年間の仮出獄者及び保護観察付執行猶予者の重大再犯事件から見ました特徴をまとめまして、さらに今後の方向ということでございますが、まず、罪名から見ますと、非常に暴力的な性向を持つ者が見られます。もともと、この犯罪の罪名からいきましても、殺人、傷害、強盗、性犯罪、こういう暴力的な性向が見られます。

そういう暴力的な性向を持つ者が、薬物でございますとか酒による酩酊、あるいは精神疾患、暴力への親和性、感情統制能力の欠如、不良集団の影響などが加わったときに、大きい犯罪、重大再犯をしておる傾向が認められるところでございます。

以上の分類処遇と重大再犯事例の検討から、今後の改正の方向につきまして、現在保護局で考えておるところでございますが、第1に分類票の精緻化をもう少ししていきたい、重点的に保護観察を行うべき対象者を的確に選択できるようにしていきたいと思っております。これに関しましては既に、平成6年の依頼に続きまして平成14年に法務総合研究所によります研究がなされておりました、その結果も踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

昭和42年以来の経験もありまして、なかなかこの分類票、簡単ではございませんが、絶えず見直していくことが必要ではないかと思っておる次第でございます。

第2に処遇内容の明確化と充実でございます。これは、私ども、今回は保護観察官による直接的関与を強めるために、保護観察官によります接触頻度の明確化を是非図っていきたい。マンパワーの問題もございますけれども、是非このところは解決をしていきたいと思っております。

それから、処遇内容の明確化につきましては、例えば暴力的な性向を持つ者が薬物、それから問題飲酒等の問題行動を伴う場合には、特にそうした問題に働き掛けるような特別な処遇を実施できるようにしていきたい。今回、性犯罪者につきましても、処遇プログラムを義務化して、平成18年度から全国で実施することにしてありますが、是非ともその辺のところを実現していきたいと思っております。

第3に、関係機関との連携の強化。

そして第4に、遵守事項違反、所在不明に対する適切な対応としまして、保護観察の枠組みからはみ出ってしまったと言えます遵守事項違反者及び所在不明者に対する、厳正かつ適切な対応についても実施できるようにしたいと思っております。特に所在不明者対策につきましては、警察への協力依頼を昨年12月から試行的に始めておりました、相当の成果を挙げておりますが、これにとどまらず、所在不明が再犯のおそれの極めて高い状態であることを強く認識しまして、保護観察所が独自に見ていくシステムをつくっていききたいと思っております。

最後に、課題でございますが、以上を実現するための課題としまして、実施体制の整備あるいは保護観察制度の充実があります。具体的には、情報収集機能の充実でございますとか、処遇プログラムを受けることの義務化等の課題がございます。また、実施体制に関しては、特別の部門、あるいは担当官の設置等の課題もございますので、これについても検討を進めてまい

りたいと思っております。

以上でございます。

野沢座長 御苦労様でした。

御質問，御意見，いかがですか。

瀬川委員 質問ですが，先ほどの分類処遇の制度的変遷の説明の中で，昭和61年の評定率，成績不良率の読み方なのですから，前と比べて平成14年はどうなったという評価をされているのか，もう少し詳しく言っていただけますか。

事務局 これは，昭和46年，昭和42年とも，検定をしておりませんので，全く数字がございません。

瀬川委員 昭和61年の数字と，平成14年の調査の数字，これはどういう関係にありますか。

事務局 昭和61年の数字は，試行しまして，例えば1・2号ですと，Aの評定率を9%，Aの中で成績不良になる者を61%に設定をして分類票をつくったというものでございます。

ところが，平成14年の調査では，実際にはAの評定率が11%で，Aに評定された者のうち成績不良になっている者が29%あったということでございます。

瀬川委員 これ全体の総合的な評価というのはどうなるのでしょうか。結論的にはどう評価されていますか。

事務局 先ほど申しましたように，平成6年に，その当時前後から非常に犯罪情勢が変わったり社会情勢が変わったりして，精度が落ちておるのではないかという現場の声もございまして，平成6年に法務総合研究所に依頼をしまして，各分類票の各項目についての判別率の調査研究をしていただいております。

評価としては，先ほど申しましたように，全体的に判別率が落ちておるという評価を受けております。

瀬川委員 判別率が落ちていたので，新しく今回の改正をしたいという趣旨ですね。

事務局 はい。さようでございます。

佐藤委員 よろしいですか。最初のマブチモーターのケースですけれども（以下，事件に関する説明のため省略）

事務局 （以下，事件に関する説明のため省略）

佐藤委員 （以下，事件に関する説明のため省略）

事務局 （以下，事件に関する説明のため省略）

事務局長 （以下，事件に関する説明のため省略）

佐藤委員 先ほど来の議論とのかかわりで申しますと，前回の議論にもかなり高い観点，広い視野から議論されたと思いますけれども，やはり，満期出所者についての措置が抜けている限り，どうやってもいろいろ矛盾に逢着をしようと思うのです。

その場合に，満期出所者について刑期の中であるか外であるかという制度上の問題は別にいたしまして，何らかの形で措置をするとしたときには，恐らくその趣旨は社会へのソフトランディングというのがメインになるのだろう。それは，当然本人の改善更生にも資するものになるはずだということは言えるような気がいたしますけれども，恐らくはそういうことだろうと思います。

そうすると，今回のマブチモーター事件の例を見ますと，仮出獄が，現在の制度のもとにお

いても満期直前までされない者についての仮出獄というのは、やはり満期出所者と似たような性質の仮出獄許可になる。

そうしますと、それがどんどん前にさかのぼっていったときに、本人の改善更生を目的として行う保護観察と、社会復帰のためのソフトランディングを目的として行うことになるであろう保護観察と、現在2種類の性質のものが1つの制度の下で行われているということではないのか。

結果として、今回のマブチモーター事件のような判断というものが、政策的判断が先行して理由付けを行っていくことだとすると、いかような仮釈放許可の基準をつくろうとも、今言った、制度を別にするか、あるいは2つの異なる趣旨の保護観察についての運用基準を明確に区分しないと、議論しても結果としては何年かたてば混交してしまう非常にあいまいな運用がまた定着をしていくという、そういうものに終わってしまうのではないかという危惧を、これを拝見して強く思います。

野沢座長 そうですね。これは深刻な問題ですね。

本江委員 マブチモーター事件というのは、あまり議論のベースにはいけない事件なのではないでしょうか。非常に特殊な事件だと思うのです。(以下、事件に関する説明のため省略)

こういう事例ではなくて、もうちょっと改善更生の余地のある人、あるいはいろいろ危険な兆候が出てきたときに、保護観察官が立ち上がって救いの手を差し伸べ、再犯防止ができるようなレベルの人を、何とか再犯から救うことを考えないと、このマブチモーター事件は、私は非常に特殊な事例だと思います。

これは本部係検事をしていても、ここまでの事件というのはなかなか出くわさないぐらいの希有な事例ですから、あまり参考にしては、特に更生保護の立場からこの事件を何らかのベースに考えようということは、ほぼ不可能に近いと思います。

佐藤委員 事件としては特殊だと思いますし、そういう事件がこのそ上に上がってきたという意味においても、これは例外的なのかもしれません。したがって、それは、将来そういう犯罪を犯すであろうことを見通すことは、だれが判断しても難しいケースだという意味でおっしゃっているのか。あるいは別の意味でおっしゃっているのか。

本江委員 両方ですね。

やはりこのケースのように、それまで人を殺していなかった者が、刑務所を出てすぐにここまで大きな事件を3回立て続けにやるというケースは極めて異例だし、更生保護の分野で扱える事件ではないと思います。仮釈放も含めて、ということです。

佐藤委員 安城のケースは、それぞれ前刑は何罪でしたか。

事務局 安城も、窃盗と、あと占有離脱物横領でございます。

佐藤委員 それから、奈良のケースは、刑が終わったにしても、前刑は何でしたか。

事務局 あれは、性犯罪、強制わいせつ。

佐藤委員 同種のものでしたか。

事務局 はい。

佐藤委員 では、この再犯のおそれというときの再犯なのですけれども、その前刑のときと同種の犯罪を犯すという意味の再犯と、およそ犯罪を犯すという意味の再犯と、2種類あり得ると思うのですけれども、ひょっとすると同種の犯罪を繰り返し行うであろうという判断はあ

る種できるかもしれないけれども、そうでない罪種のものについての判断は、なかなか難しいとしますと、これは、そもそも制度が成り立たないかなと思うのですが。

佐伯委員 ちょっとよろしいでしょうか。改善更生の見込みが非常に大きいので仮出獄を認めるという場合と、ソフトランディングのために仮出獄を認めるという場合と、それぞれの性格が違うので、制度を分けた方がいいのではないかという佐藤委員の御発言は、非常に貴重な御示唆のように思いました。

先ほどの仮釈放のあり方についての取りまとめは、理念について、社会内処遇に適さないおそれのある者は仮釈放の判断を厳しくすべきであるという一方で言いながら、もう一方ではすべての者に社会内処遇を与えるべきと言っていて、ある意味矛盾しているようにも聞こえるのですけれども、それは、改善更生の見込みの少ない者は現行の制度の下では安易に仮出獄を認めるべきではない、しかし、ソフトランディングのためにはすべての者に仮出獄を与える必要があるのです、それは制度的な何か新しい仕組みを考えるべきだということなのだろうと思います。

そういう意味で、2つの制度というのは、基準も異なってくるでしょうし、保護観察のあり方も違ってくるだろうということで、分けた方がいいというのはそのとおりであろうと思います。

それで、後者のソフトランディングのための社会内処遇につきましては、いろいろな制度のあり方があると思うのですけれども、保護観察の1つとして幅を広げていくという方向性のほかに、矯正処遇を広げていく。矯正の中の開放処遇をもっと中間処遇として広げていく方向もあるのかなという気がいたします。それは、中間処遇を保護と矯正のどちらが担うのが適切かという問題だろうと思うのですけれども、とにかく、今までの伝統的な更生保護とはちょっと違った、中間処遇というものが求められているのだろうと思います。

堀野委員 社会内処遇を保護観察として行う者は、ある程度やはり自由の制約を伴う、特別遵守事項なり指導なりという形を伴うのでしょうかけれども、佐藤委員のおっしゃったソフトランディング的な対応というのは、これはどちらかというところ支援という側面が強いのではないのでしょうか。いろいろな就労機会を与えたり、就労支援をしたり...

大阪へ視察に行ったときに、大阪では更生緊急保護の申出が、すごく大変な数に上るとお聞きしました。それに対して、更生保護施設は十分に対応しきれない、あるいは、保護観察所は十分に対応しきっていないという状況で、1日、2日の宿泊費、食費と、それから帰住地に帰るための旅費を法定外経費から支出しているとのことでした。

これはソフトランディングではなく、ソフトランディングに対するサービスの対応をやっていると思いますけれども、更生緊急保護の申出があったときに、もう少し充実した対応が公としてできるようにすること、これは満期出所者とか、あるいは重大な再犯の危険が高い者、ハイリスク者に対する対応として、やはり制度的に何か新設すべきではないだろうかと思います。

満期出所後の者に何らかの義務を課すことについては、非常に大きな議論が生じて、その制度改革をしようとしても、恐らく暗礁に乗り上げて、新たな抗争事件が勃発するのではという感じもしないではないのですけれども、私は、支援として一定の期間を区切った、そういうソフトランディング的な支援的なものを、やはり考えていいのではないかという気がしています。

それと同時に、今佐伯委員がおっしゃったように、刑期の中でのそういうソフトランディングに向けた新たな処遇については、矯正の分野と保護の分野が競合しながら何かできるのかという、要するに、移行期の対策について、きめ細かな新しい制度的改革が何かあっていいのか

なと思っています。

佐伯委員 あと1点、ちょっとよろしいですか。

先ほどちょっと言い忘れたのですけれども、マブチモーター事件は、非常に特殊な事件であるというのは私もそのとおりだと思うのですが、先ほどのエビデンスということとも関連して、窃盗を繰り返して、最後に凶悪な強盗を行っているという事例について、どのような受刑者が特に危険性が高いのかという研究、同種事例の検討が、今後の再犯を防止する上で必要なのではないかという気がいたします。もし既にそういう御検討をなさっているのであれば、伺いたいと思いますし、もしそうでないのであれば、そのような検討が今後必要だと思います。

先ほどの仮釈放許可の基準との関係でいえば、かなり大量のデータがあるわけですから、そういうデータを用いた科学的な研究をいかしていくべきではないかと思います。

田中委員（以下、事件に関する説明のため省略）

地方更生保護委員会は、別に再犯のおそれがないと判断したからやるのではなくて、やっぱりソフトランディングが必要だから書き物にはそう書いてあるという、實際上、実態と、それから法令上の対応がずれてきているというあかしなのだと思うのです。

これを放置するのは、国民は、理由としてつけたものとその後起きたこととの間は、やはりおかしいと皆、普通判断すると思いますので、実態に合わせるのだったら、法改正等も含めて、やはり考えなくてはいけないと思うのですが、どうでしょうか。

野沢座長 現行制度の中で考えるとすると、やはり矯正施設の中で、もっと社会に出たときの心の備え、それから実際に生活を支えるに足る技術の習得、それから出た場合について、住所がとにかく確保されるとか、とにかく仕事にめぐり会えるとか、そういう具体的なことを総合的に積み上げることで、相当率を下げられるのではないかと思います。

先ほどの説明でも、行方不明になってからが問題になっているわけですし、恐らくその間定職がなかったに違いない。無職の人がやはり問題を起こしているということであれば、この有識者会議発足のときにも説明がありましたが、とにかく有職者の再犯率は5分の1のレベルまで下がることを考えれば、法改正その他もちろん大事ですが、もっと具体的に自立、自活のできる仕組みを矯正の段階から組み立てて、それを保護がしっかり受け継いでいく。

満期で出る場合でも、その前に仕事の目処がついている、住居の裏付けもあるということであれば、随分変わるのではないかという気がします。なかなか、こういうレベルの人にどこまで通用するか分かりませんが、いずれにしても、結果的に見ると、恐らく住所不明、無職というところに、相当大きな要因というか、犯罪に走る背景があったのだらうと思いますので、そこを何としても消していくことが、非常に大きな課題ではないでしょうか。

瀬川委員 この事件というのは特殊な事件だと思いますし、非常に難しいケースだったということは認めざるを得ませんが、仮釈放を受けた人がどのように過ごしているかを考えさせる事案です。

つまり、1人の当該犯罪者のライフヒストリーというかライフコースといいますか、生まれてからずっと、どういう形で、どこがターニング・ポイントになっているかということを検討するに値するケースです。マブチモーター事件は、難しい事例でありますけれども、更生保護という観点から、何がマイナスになって何がプラスになったのかということ、研究材料にしてみたいと思います。

以上です。

事務局 先ほどの佐伯委員の御指摘と瀬川委員の御指摘にも関連するのですが、佐伯委員から御指摘のあったような研究は今までしておりません。したがって、データもないわけですが、今後、瀬川委員の御指摘のように、大量観察的な研究と、個別事案についてのライフヒストリーをきちんと検証していく、その点については十分心掛けていきたいと思っております。

瀬川委員 それから、分類処遇のあり方なのですが、今まで全部A、Bというのが伝統的なのですが、別にA、B、Cでもいいわけで、その段階を2つに分けるのが非常に現実的でないならば、もっと広げてもいい。場合によっては、A、B、Cという感じで、基準の決め方も少し検討してもらいたいと思います。実態に合わせた現実的な基準づくりを柔軟にやってもらいたいと思います。

金平座長代理 いろいろと御意見を聞いていまして、特にこのマブチモーター事件などは、私には少しどう考えていいかわからなくて、今日は発言できませんでした。

ただ、そうかといって、今後も、やはり仮釈放に対する犯罪者本人の期待も、どうしても大きい。そして、それがまた、あるいは改善更生の非常にインセンティブになるだろうことも分かります。

そこら辺のところは、矯正にしても保護にしても、経験則に基づいて、やはり今後とも仮釈放を積極的に続けられるだろうと思うし、国民も、これを反対と言うにはいささかデータを持たない過ぎると思います。

ただ、さっきからも出ていますように、特異な例が多いから基準ができないということでは、やはり今後は通用しないのではないのでしょうか。国民は重大犯罪の結果だけを受けなくてはならないことにもなるので、私はやはり、科学的ということに惑わされることなく、経験則から来るものを集大成しながら科学的なものに近づける努力が必要で、経験則そのものが積み重なっていくことの意味、意義は大きいと考えています。

そして、まだこんな結果ではということもあるとしても、過程においては、いろいろな事例というか、事例のまとめを公開していただきたいと思うのです。そして分類とか検証をなさっていらっしゃるわけですから、これを逐次公開していただくことを、私はお願いしたいと思っています。

情報公開と言えば一言ですけれども、せつかくの御努力を、私は公開しながら、ある意味で評価をしていきたいと思えます。プラスの評価にもなると思うので、是非公開をお願いしたいということを申し上げておきたいと思えます。

野沢座長 行方不明になることと、それから今職をとにかく持つこと、これは非常に問題として大事なことだと思うのですが、今日頂いた資料の中で、「性犯罪者の監視進む欧米」という朝日新聞の記事がございます。

こういったGPS機能を活用したり、あるいは顔写真を発表したり、何らかの形で所在が分かるということが、やはり大きな安全対策になるのではないかと思うのですが、この点いかなものなのでしょうか。

性犯罪者に限らず、行方不明者を防ぐという意味からしても、今のGPS機能なり何なりを活用した登録、例えば、仮釈放のときに保護司さんが面会に出迎えに行き、そのときに携帯電話の端末を貸与するなり、最近では無料ででもいいという携帯電話がありますから、それをずっと持っていてもらう。そして、要するに1日1回なり、週何回なりの対話を重ねていただく

ということも、1つ考えられないか。なかなか面会に行く、あるいは具体的に固定電話で話をするという、非常に時間と場所に制約を受けますから、そんなこともひとつ検討してみたいいただいたらどうかという気がしますね。

それから、やはり職場という点からしても、公的な設備で、とにかくしばらくそこで仕事ができるという更生保護施設があってもいいのではないか。そういった点の、検討の受け皿もあってしかるべきかなという気がしますね。

ルールで縛っていくということがなかなか難しいとしたら、周りを、環境を整備して、その目を摘んでいくということも大事ではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。欧米のこの行き方については、どういう状況であるか、この新聞記事だけでは分かりませんから、事務局の方でも、ほかの国ではどんなことをやっているのか、少し分かる範囲でいいから調べていただければと思うのですが、どうですか。

事務局 GPSの関係につきましては、ちょっと今資料もございませんので、次回にでもまたまとめまして御報告を申し上げたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

所在不明の関係でございますが、昨年12月1日から、警察への協力を依頼をしております。12月と1月の結果でございますが、警察からの連絡によりまして所在が判明した者が101名でございます。そのうちの43名は再犯で見つっておりますので、58名が再犯の前にといいますか再犯をしない段階で、所在の発見をこの新しい制度でしております。

ちなみに、保護観察所も頑張っております、この間に53名、再犯をする前にいろいろな関係機関に照会をしたり、あるいは家族、引受人等に連絡をとって、所在の発見をしております。

したがって、保護観察所が発見しました53名と、警察の協力によりまして発見できました58名、合計111名が、この2か月で再犯を起こす前に発見をしております。

野沢座長 大変、これ貴重なことだと思いますね。そういう努力と工夫、システムを何とかしてもつくり出していくということが、やはり再犯防止には大きな力になるだろうと思いますから。

先ほど、取りまとめの案について御議論いただいた中で、仮釈放許可の基準のところは御意見がいろいろございましたので、これを今回、今日の段階では落としまして、残りについては特に異論もないようですから、これをまとめて、記者、マスコミ等に対しても発表させていただいたらどうかと思うのですが。

仮釈放の基準のところにつきましては、更に検討を重ねまして、次回程度には何とかまとめて御提示できるようにしたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。よろしいですか。いずれにしても、今のままでは良くないという点については皆共通なのですが、具体的にどうするかについては、もうひとつ突っ込んだ案を出したいと思います。

時間も大分たっておりますが、これまで再犯防止をどうするかという、一番基本のところについて議論がそのままに来ておりますので、法律の面でも改善更生の方が主体で打ち出されていまして、再犯防止がうたわれていないということから、いろいろ議論が出ているわけですが、本有識者会議の趣旨からしても、それをどう盛り込むかということが、1つ大事な点かと思っておりますので、これまで本江委員が、この点について御意見もございましたのですが、ひとつ、いかがでしょうか。御開陳いただければと思います。

本江委員 今までおっしゃるとおり、この再犯防止の問題についていろいろ私なりの意見も

申し上げてきたのですが、そしてまた、今日の保護局のお話、計画等を聞いておりますと、今後は再犯防止のためにいろいろこういうことをやっていきたいという表明があったわけで、そういうことを考えてみますと、再犯防止を今後やっていくということは、どうも正面から認められていくように思うのです。

私が一番気になっているのは、今日発表になった計画を今後遂行する上において、最大の問題は、やはり保護観察官の意識構造だと思うのです。法律が、こういう再犯防止を保護観察官に法律的な責務として課しているのかいないのか。社会復帰の支援をなさいということを課していることは明白なわけですが、再犯防止については、一体どうなのか明確でないものだから、保護観察官の方が迷っているというか、人によって受け取り方が違う。それがやはり最大の問題のように思うのです。

従来の重大再犯の事件を見て、後から振り返ってみれば、それなりの兆候が出ていた事件がちょこちょこある。その兆候が出ているにもかかわらず、保護観察官が戻し収容や取消しをしないで結果が発生してしまっているわけですから、そのところを、やはり国として、法務省として、あるいは保護局としてどちらにするのかをはっきりさせないと、今後も同じような状態が続くか、あるいは、時間とともに再び従前のようにあいまいになっていく要素が強いと思います。

だから、再犯防止を必ず入れると言うわけでもないのですけれども、いろいろ保護観察官に聞いてみると、法務省で行っている保護観察官の研修でも、再犯防止を教官が口にしないという状況だそうですから。そうだとすると、保護観察官が皆、自分自分で受け取りやすいように受け取って執務をやっている。そういう状況は、何としても早期に解消をしないといけないのではないかと思うわけです。

今日、保護局のいろいろな計画を聞いて、半分は安心しましたけれども、この際、やはり再犯防止ということを、何らかの形で明確にしていただければと思うわけです。

保護局の方で、再犯防止ということを、法改正を仮にするとしたらどういう形で書くことができるのか、ちょっと検討して、そう正面から抵抗を受けるような書き方ではなくて、かつ保護観察官もそれが自分たちに課せられた責務の1つとして意識していただけるような書き方がないわけでもないの、そういうものをちょっと今後発表でもしてもらって、次回にでも本格的に議論していただければと思っています。

野沢座長 犯罪者予防更生法第1条の目的のところを見ると、とにかく犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、ということはあるんですが、再犯防止とははっきり書いていないのですね。

今度のパブリックコメントの中にも、そこについて随分意見がたくさん出ていましたから、今の話は、是非事務局としても、どう書けば、これまでの立ち直り、復活というものを主体にしながらも、しかし、再犯防止を併せ進めるということが盛り込めるか、ひとつ案をつくってみてくれませんか

本江委員 もう1つ、ちょっと言い忘れたのですけれども、保護観察官からの意見をいろいろ聞いておりますと、あるいは読んでみますと、そういう再犯防止も確かに必要だということはいくぶん分かるのだけれども、そんな規定を正面から置いてもらって、万一、人員が増えなかったら我々どうすればいいのだという気持ちがかかり伝わってくるのです。

それは、保護司の方からも、保護観察官を見ていてそういうことをおっしゃる方もいらっしゃるし、保護司自身も、もし保護観察官がそういう任務を負ったのなら保護司の任務も一緒なのかと心配しておられる方もたくさんおられる。

そういうわけで、私もある意味では腰が引けたのだけれども、そんな再犯防止なんていうことを正面から打ち出して、万一予算も人もつかないような結果になったら大変なことになるなということで、私自身もあまり強く言うべきではないのかなという気持ちも一方ではあるわけです。

そこをどう書けばいいのか、非常に迷っています。だけれども、やはり国民は、保護観察中に重大再犯が起こるようなことは、何とか防止してほしいという切実な気持ちがあるからこういう会議が設けられているわけですから、そこは、よし引き受けたというのか（笑声）、それは予算と人次第だよというのか、その辺はどうしたらいいのかちょっと迷っています。

野沢座長 予算、人も大事ですが、やはり何をなすべきかという一番の基本を打ち出せば、私は、予算も人も結果的にはついてくるのではないかなと思います。

今年、今議論していただいている予算の中でも、少なくとも保護局関係の予算のうち、保護司実費弁償金については3割以上増やしていただいておりますし、人員についても十分とは言えないまでも、そこそこの裏付けも、軍律厳しき中ではありますが増えているわけですから、これはやはり必要性和、とにかくお国のために何が大事かを我々として打ち出せば、あとは皆、適切な判断を賢明なる御当局はしてくれるだろうと思うのですが。

問題は、やはり国民の皆様がなるほどそうだと思うような考えを打ち出さないとだめですね、私どもは。最初からあきらめたらこういう仕事はできませんから。いずれにしてもやるのだと、やれるのだと置いていくしかないと思います。

堀野委員 もう1つは、やはり使命感の問題。

野沢座長 それ、ありますね。

堀野委員 採用の仕方ですね。

この辺りについては、今日の御説明を頂いて、安定した職業だからと入ってこられた方がかなりいることについては、この仕事の厳しさ、まして再犯防止を1つの重要な要素として取り込もうとするならば、やはりそこに一工夫加えないといけないのではないかということと、それから、意見の中に、それならば公安職にすべきではないかという意見もあったかと思うのですけれども、それは無理としましても、一般職のままだと…。ちょっと質問ですけれども、残業手当というのはどれくらいでしたっけ。

事務局 保護観察官の月平均の残業支給時間は、現場に示達している予算で見ますと、月に約3時間ということでございます。

堀野委員 一方、社会的要請が365日24時間とっていることと現状の矛盾ですよ。

ですから、その辺りが意識の上に現れているのかどこに現れているのか分かりませんが、どうもその辺に抜本的なメスを加えないと、なかなか言葉だけ、第1条の条文だけが先走りしてしまうことに至らないかと心配していますので、その辺、また御検討いただきたいと思っております。

佐伯委員 最初にもありました、なるべく具体的な提言ということとの関係で、先ほどの24時間体制ですとか、あるいは先ほど御紹介のありました重大再犯の事例の分析などを通じて、例えば重大再犯について濃密な保護観察を行うことが想定される人数というのは、仮にですけ

れども、例えば1,000人いるとすると、前回大阪の視察の際伺ったところでは、保護観察官の方が直接担当されている事件数は、一人10件ということだったのでしょうか。そうすると、1,000人を10で割れば、100人の増員が必要になると思うのです。

これは全くの仮の数ですけれども、現実に、予算との関係でいつ増やせるかどうかはともかくとして、理想の姿としてこのぐらいの対象者が予想され、そのためにはこのぐらいの人員と予算が必要ということ、やはりこの会議で提言することは、実際にどこまで実現するかはともかくとして、意義のあることではないかという気がいたしております。

野沢座長 私も佐伯委員と御一緒させていただきましたが、大阪の直接処遇実施班が大変機能していることを再認識をしたわけです。今は東京と大阪ということですが、あのチームが各保護観察所があれば、随分と違ってくるのではないかという気はいたします。

その意味で、何か、大阪の事例はこの会議で打ち出す1つのモデルケースのようなイメージを受けてきたのですが、そういう意味で、最終段階には具体的に打ち出せるように、もうちょっとシミュレーションをしておいていただきたいと思います。

過去にもそういった提言を具体的にずばり出したケースもあるのですね。また、その要員が増になるのはどうするかといったら、またどうやって生み出すかということまで、やはり言及しないといけないかもしれませんが、それについては、また改めて御相談をしたいと思っております。

私、来月の初めに、山口県美祢市にございますPFI刑務所が建設中なものですから行ってくるつもりでありますけれども、これは、私が法務大臣になったときに、小泉総理大臣からの特命事項でPFI刑務所をつくれということで、山口県美祢市に1,000人規模、それから島根県旭町に2,000人規模、目下これ進行中のはずですが、これが軌道に乗れば、大体大まかに言いまして、半分民間に任せて、半分権力執行の部分だけは官がやるとしても、半分で済むということですね。

今法務省の定員は5万人ほどですけれども、矯正だけで、確か2万1,000人くらいいると思います。それが半分で済めば1万人出てくる。そういった具体的な見通しもなきにしもあらずでございますから、私どもは、保護として何が必要で何が効果的であるかについて具体的に提言をすれば、事務次官も今日は聞いていただいておりますけれども、あとは法務省全体が総合的判断をしてくださると思います。

だから、24時間化にいたしましても、特別チーム、直接処遇実施班の拡充、強化、あるいは研修をするためにも今の人数では不足だから、これをもう少し手厚く専門化できるだけの、やはり勉強の余裕くらいは持ってもらわなくてははいけないし、そんなことも含めて、より具体的、積極的な提言ができるように、御意見をお求めいただきたいと思っております。

瀬川委員 今の流れで少しお話ししますと、先ほどおっしゃったように、具体的な数字、これは是非示していただきたいと思っております。

制度設計と人員の配置というのは極めて関連しているわけですから、いかに高い理想を掲げても、それが全然動かないシステムでは何の意味もないと思っておりますので、是非そうしていただきたいと思っております。

それから、本江委員が先ほどおっしゃったことに同感です。保護観察官に対してすごく配慮されておりますので。保護観察官は何もやっていないという形で我々が単に上から押しつけるのではなくて、やはり人員配置を伴いながら、こういう仕事をしてくださいという言い方が望

ましいと思うのです。

私の印象でもあったし、パブリックコメントを見ても、やはり中間報告は保護観察官に冷たい面があった。我々は実態をえぐったというか、問題点を確かに突き詰めたのでそういう書きぶりになったのですが、これは私自身にも責任があると思っていますけれども。保護観察官が主体になって動いているのが法律の体制なので、保護観察官に対する温かい目も持って、現場に我々の提言を届けたいと思います。

それから、もう1つは、やはり再犯防止を前面に出すとかなり抵抗があるということは、パブリックコメントで明らかになったかと思えますし、その点は、あまり前面に押し出すと、かえって更生保護の現場では反発が強いということがはっきりしたと私は理解しております。

また、保護司会の反対も強い。保護司会の理解を求めて進めないこれは進みませんので、この点、従来の更生保護の伝統も踏まえて提言を出していきたいと考えております。

金平座長代理 私、この有識者会議の中間報告が出てから、保護観察官の方とかOBの方とかに、やはりお話を聞きました。その中で、いろいろありますけれども1つだけ申しますと、中間報告が指摘したような中に、自分たちは十分そのことはこうしたい、またはこうあるべき、そういう検討もしたし提言もしたことがある。しかし、一言で言うと、それが通らなかつたとも言いますか、そういうことを数回にわたって経験している。決して考えてこなかつたわけではない、そこは分かってほしいということと、もう1つは、今回もせっかくこの有識者会議が提言してくれても、自分たちがやったこと、今までは通らなかつたことが、また同じ闇に葬られることのないように、何とかそこを考えて最後まで貫徹できるような方向性を持ってほしいという要望を聞きました。

もっともだと思いましたので、ちょっとここで御披露を。私たちもできない問題もありましたけれども、やはりこれまでの皆の努力をちゃんといかしながら、しかし新たな時点で考えたことの整理をして、提言に持っていきたいと思えます。

野沢座長 そうですね。

矯正の分野では、名古屋刑務所事件をきっかけに、大変な犠牲を払って、刑務官の中から正に検挙者まで出るという中で結局行刑改革会議を立ち上げて、国民の皆様の共感を頂いた形で100年ぶりの監獄法改正ができたわけですから、こちらの分野でできないはずがないと思えます。

私は、やはりこれからの半年が、非常にそういう意味で大事だと思いますが、パブリックコメントを通じてこれまでに頂いた800人余りの御意見というのは、私、大変貴重な示唆に富んだお話がたくさん入っていると思えますから、全部はもちろん無理かもしれませんが、大事なことだけは、是非ひとつ、法律化できるものはする、あるいは予算の必要なものは頂く、人の手当てが必要なものは人の手当て、また、その生み出しをどうするかも、あらゆる面にわたって、やはりよくなったと、これならやれるなど、現場の保護観察官なり保護司の皆さんなりが自信を持って、勇気を持ってやれるような提言に、是非したいと思っております。

瀬川委員 時間急がれているかも分かりませんが、提言の中に、我々の発言で、ある程度1つの意見が形成されたけれども採用されなかつた意見があれば、それも提言の中に、こういう意見もあったという形で記していただきたいと思うのです。

つまり、全部が最大公約数的に、皆が一致した点だけを提言するのではなくて、こういう意見もあったということを残しておかないと、短期間でできるものもあれば長期にかかるものあ

りますので、その点で将来的に、こういう意見があったという形での表記もしていただきたいと思えます。

この点、座長へのお願いとして申し上げます。

野沢座長 仕上げは大事ですね。

それでは、時間も大分たちましたので、本日の議論はこの程度にしたいと思いますが、ちょっと次の予定について、事務局から発表していただけますか。

事務局 事務局でございます。

今後の予定につきましては、3月、4月、5月は毎月2回ということで、この有識者会議を開かせていただければと存じます。

次回は、3月14日午後2時から、会場はここと同じ部屋でございます。テーマについては、まだこれからでございますが、全国保護司連盟あるいは全国更生保護法人連盟、どちらかの団体からヒアリングをさせていただいて、更生保護の担い手のあり方についての意見交換をということが1点と、それとともに、保護観察の中でどれか1つ論点を選びまして意見交換をしていただくという形で考えたいと思っております。

それと、視察でございますが、先ほど座長からもお話がありましたが、3月1日から2日にかけて、山口保護観察所管内への視察を企画しております。御都合のつく委員だけということでございますが、日程等につきましては、またおって御連絡させていただきます。

以上でございます。

野沢座長 ありがとうございます。

金平座長代理 1つお願いですけれども、この間の大阪の視察も、何とか日程調整しようと思ったけれどもできなかったのです。

けれども、今日の座長のお話を伺うと、直接処遇実施班の顕著なる活動が大変参考になったとおっしゃったので、行かなかった者にもその資料は頂きたいのですが、いかがでしょう。

事務局 承知いたしました。できるだけ早く御用意してお配りするようにいたします。申し訳ございませんでした。

金平座長代理 お願いいたします。

野沢座長 それでは、本日は、このくらいで。

どうもありがとうございました。

- 了 -